

上天草市過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
熊本県上天草市

目次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 基本的な事項 | 1 |
| | (1) 市の概況 | 1 |
| | ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 1 |
| | イ 市における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものを含めた対策、現在の課題、今後の見通し） | 3 |
| | ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要 | 3 |
| | (2) 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| | ア 人口の推移と動向 | 5 |
| | イ 産業 | 7 |
| | (3) 市の行財政の状況 | 8 |
| | ア 行政 | 8 |
| | イ 財政 | 8 |
| | ウ 施設整備水準等の現況と動向 | 11 |
| | (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 12 |
| | ア 当市の目指す将来像 | 12 |
| | イ 当市の基本方針 | 14 |
| | (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 15 |
| | (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 16 |
| | (7) 計画期間 | 16 |
| | (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 16 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 17 |
| | 【方針】 | 17 |
| | (1) 現況と問題点 | 17 |
| | (2) その対策 | 17 |
| | (3) 計画 | 18 |
| 3 | 産業の振興 | 20 |
| | 【方針】 | 20 |
| | (1) 現況と問題点 | 21 |
| | ア 基盤整備 | 21 |
| | イ 漁港施設 | 24 |

| | | |
|---|------------------------|----|
| ウ | 地場産業の振興 | 24 |
| エ | 企業誘致対策 | 25 |
| オ | 商業 | 26 |
| カ | 情報通信産業 | 26 |
| キ | 観光又はレクリエーション | 27 |
| ク | その他 | 28 |
| | (2) その対策 | 28 |
| ア | 基盤整備 | 28 |
| イ | 漁港施設 | 30 |
| ウ | 地場産業の振興 | 30 |
| エ | 企業誘致対策 | 31 |
| オ | 商業 | 31 |
| カ | 情報通信産業 | 32 |
| キ | 観光又はレクリエーション | 32 |
| ク | その他 | 33 |
| | (3) 計画 | 33 |
| | (4) 産業振興促進事項 | 41 |
| ア | 産業振興促進区域及び振興すべき業種 | 41 |
| イ | 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 41 |
| | (5) 公共施設等総合管理計画との整合 | 41 |
| 4 | 地域における情報化 | 43 |
| | 【方針】 | 43 |
| | (1) 現況と問題点 | 43 |
| | (2) その対策 | 44 |
| | (3) 計画 | 45 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 47 |
| | 【方針】 | 47 |
| | (1) 現況と問題点 | 47 |
| ア | 道路 | 47 |

| | | |
|---|---------------------|----|
| イ | 農道 | 48 |
| ウ | 林道 | 48 |
| エ | 交通の確保 | 49 |
| | (2) その対策 | 49 |
| ア | 道路 | 49 |
| イ | 農道 | 51 |
| ウ | 林道 | 51 |
| エ | 交通の確保 | 51 |
| | (3) 計画 | 52 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 54 |
| 6 | 生活環境の整備 | 55 |
| | 【方針】 | 55 |
| | (1) 現況と問題点 | 56 |
| ア | 水道施設 | 56 |
| イ | 下水道処理施設 | 56 |
| ウ | 廃棄物処理施設 | 57 |
| エ | 火葬場 | 58 |
| オ | 消防施設 | 58 |
| カ | 公営住宅 | 58 |
| キ | 老朽危険空家 | 58 |
| | (2) その対策 | 59 |
| ア | 水道施設 | 59 |
| イ | 下水道処理施設 | 59 |
| ウ | 廃棄物処理施設 | 60 |
| エ | 火葬場 | 61 |
| オ | 消防施設 | 61 |
| カ | 公営住宅 | 61 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| キ | 老朽危険空家 | 61 |
| (3) | 計画 | 62 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 62 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 64 |
| 【方針】 | | 64 |
| (1) | 現況と問題点 | 64 |
| ア | 高齢者福祉施設 | 64 |
| イ | 児童福祉施設 | 65 |
| ウ | その他 | 65 |
| (2) | その対策 | 66 |
| ア | 高齢者福祉施設 | 66 |
| イ | 児童福祉施設 | 66 |
| ウ | その他 | 67 |
| (3) | 計画 | 68 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 77 |
| 8 | 医療の確保 | 78 |
| 【方針】 | | 78 |
| (1) | 現況と問題点 | 78 |
| 診療施設 | | 78 |
| (2) | その対策 | 79 |
| 診療施設 | | 79 |
| (3) | 計画 | 80 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 80 |
| 9 | 教育の振興 | 81 |
| 【方針】 | | 81 |
| (1) | 現況と問題点 | 81 |
| ア | 学校教育関連施設 | 81 |
| イ | 集会施設、体育施設等 | 83 |
| (2) | その対策 | 84 |
| ア | 学校教育関連施設 | 84 |
| イ | 集会施設、体育施設等 | 85 |

| | |
|--|----|
| (3) 計画..... | 86 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合..... | 89 |
| 1 0 集落の整備..... | 90 |
| 【方針】..... | 90 |
| (1) 現況と問題点..... | 90 |
| (2) その対策..... | 90 |
| (3) 計画..... | 91 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合..... | 91 |
| 1 1 地域文化の振興等..... | 92 |
| 【方針】..... | 92 |
| (1) 現況と問題点..... | 92 |
| (2) その対策..... | 92 |
| (3) 計画..... | 93 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合..... | 94 |
| 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進..... | 95 |
| 【方針】..... | 95 |
| (1) 現況と問題点..... | 95 |
| (2) その対策..... | 95 |
| (3) 計画..... | 96 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合..... | 96 |
| 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分..... | 97 |

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

当市は、熊本県の中西部、有明海と八代海に面する天草地域の玄関口に位置し、北東は宇城市、西は天草市に接している。当市は、大矢野島、天草上島などの大小約70の島々で構成されており、東西は約15キロメートル、南北は約28キロメートルにわたり、総面積は126.94平方キロメートル（国土地理院資料参照）である。急峻な山ひだが海岸部まで迫っている地形が多く、平野部は少ない。

当市のほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つにあげられる天草松島や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）などの景勝地を有している地域である。

また、西海型気候で年間平均気温が約17.2度、年間降水量が1,839ミリメートル（平成30年気象庁ホームページ）、一部の地域においては無霜地帯を形成する等、年間を通して比較的温暖な気候を有している。

(イ) 歴史的条件

有明海と八代海に面している当市では、県内有数の装飾古墳が散在していることから、古くから海人（あまびと）が海の交通の要として支配していたと考えられる。

戦国時代頃の天草において、争乱が続き、世に称される「天草五人衆」の天草氏、志岐氏、上津浦氏、栖本氏及び大矢野氏が残った。

永禄9年（1566年）には、キリスト教が天草にもたらされ、キリシタン大名の小西行長が天草を治める頃には、天草において、キリスト教は全盛を迎えていた。関ヶ原の戦い後、小西行長が敗れると、その後領主となった寺沢氏はキリシタンの弾圧を開始した。過酷な取立てに耐えかねた領民は、寛永14年（1637年）に天草・島原一揆を起こしたが、幕府に制圧された。乱後、天草は江戸幕府の直轄地となり、10組86村に

区画され、富岡代官所で統轄した。これと同時に、行政機関として、各組に大庄屋、各村に庄屋、年寄、百姓代を設けた。

明治時代になると、天草は長崎府へ併合され、廃藩置県により八代県天草郡となり、明治6年には肥後国白川県（現在の熊本県）天草郡となった。その後、昭和28年（1953年）施行の町村合併促進法により2市13町となり、その後、いわゆる「平成の大合併」により平成16年3月31日に天草郡大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町の4町が合併して上天草市が発足し、現在に至っている。

（ウ）社会的条件

当市では、昭和41年に天草五橋が開通したことにより、九州本土と陸続きとなり、観光業をはじめとする各種産業の振興が図られた。

平成12年に天草空港が開港し、平成23年に九州新幹線が全線開業したことにより、広域交通の利便性が向上した。

これまでに、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）が一部供用開始したことで、熊本市と天草市とを90分で結ぶ構想が着実に進んでいることから、自動車交通による人の交流及び物流の円滑化が図られている

しかしながら、当市においては、まだ交通・通信体系の整備は不十分であり、特に国道266号の一部である天草五橋は市民の生活環境の向上、産業の振興等に不可欠な生命線となっており、橋の老朽化や災害発生等による損傷は、交通・通信の遮断を招き、市民生活や経済活動に致命的な影響を与えるため、熊本天草幹線道路の全線開通をはじめとする交通・通信体系の整備が急務であるとともに、既存交通・通信施設の適切な維持管理が必須である。

また、離島である湯島において、島外への移動は海上交通に限られていることから、生活環境を維持するため、離島航路を維持していく必要がある。

（エ）経済的諸条件

当市における主な産業は、観光業及び農林水産業であり、観光業では、既存の観光施設や雲仙天草国立公園に指定されている自然景観や九州観海アルプスを活かした特色のある観光づくりが進められている。

一方、農林水産業において、農業では、当市が温暖多雨な気候であることから、果樹や花きの栽培が盛んに行われており、水産業では、くるまえ

びやたいの海面養殖業の効率化に注力しているが、いずれの業種においても、高齢化の進行が著しく、担い手の確保が課題となっている。

イ 市における過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものを含めた対策、現在の課題、今後の見通し）

当市の人口は、昭和35年国勢調査の51,439人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。昭和50年代以降には、人口減少の度合いは鈍化したものの、依然として若年層の流出は進み、令和2年国勢調査では24,563人となっている。

また、人口減少と併せて高齢化も進行しており、令和2年国勢調査では高齢化率が42.0パーセントであり、県内市町村平均31.4パーセントに対し、10.6ポイントも上回っている。

このような状況の中、当市は、合併以前の各旧町時代からこれまで過疎地域対策緊急措置法（昭和45年度～昭和54年度）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年度～平成元年度）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年度～平成11年度）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年度～令和2年度）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度～令和12年度）の適用を受け、これらの法に基づく計画をはじめ、各種計画に基づき、産業の振興、交通・通信体系の整備、生活環境の整備、医療・福祉の向上、教育の振興等の各分野において様々な施策に取り組んできたところである。

しかしながら、依然として過疎化は進行しており、産業の衰退、地域の活力の低下は深刻なものとなっている。

このことから、引き続き過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう計画を策定し、全力を挙げて取り組むことが重要である。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

（ア）産業構造の変化

当市の産業構造は、昭和35年国勢調査では第一次産業が全体の58.7パーセントを占め突出していたが、農林水産物等の価格低迷、産地間競争の激化等、農業・漁業を取り巻く環境は厳しく、また、収益性の低さ、若年層の市外流出等による担い手不足や高齢化の問題を抱え、令和2年国勢調査では12.0パーセントまで落ち込んでいる。

一方、第三次産業については、昭和35年国勢調査では30.0パーセントであったが、令和2年国勢調査では67.2パーセントにまで増加しており、これは昭和41年の天草五橋開通後、人の交流及び物流の円滑化が図られ、当市が有する地域資源を活用した観光業が盛んに行われるようになったことが要因の一つに考えられる。

(イ) 地域経済の経済的な立地特性

当市は、熊本県の中西部、有明海と八代海に面する天草地域の玄関口に位置し、ほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、豊かな自然環境と比較的温暖的な気候がもたらす農林水産物に恵まれている。

他方、当市は、島しょ部を天草五橋で結ばれた極めて特殊な地形であることから、橋に非常な事態が起きたときには、市民生活や経済活動に致命的な影響を与えるおそれがある。

(ウ) 社会経済的発展の方向

当市では、社会・経済情勢及び産業構造の変化に伴う地域経済の低迷、若年層の市外への流出、少子高齢化等により、昭和35年以降急速に人口減少が続き、就業者人口も大きく減少した。特に、当市の基幹産業であった第一次産業就業者は、高齢化の進行及び他産業との所得格差を起因とした担い手不足により減少しており、今後もこの傾向は続いていくものと思われる。

その一方で、当市では、昭和41年の天草五橋の開通以降、基幹産業が第一産業からサービス業を中心とした第三次産業へと転換しており、第三次産業就業人口の就業人口全体に占める割合は年々大きくなっている。

当市では、道路交通網の整備及び九州新幹線の全線開業等により、人の交流及び物流の円滑化が図られ、市民の日常生活圏が拡大するとともに、経済活動も広域化が進んでいることから、地域経済の活性化に当たり、今後も第三次産業が主軸を担うことになる。このことから、当市では、豊富な農林水産物を活用した6次産業化を推進するなど、第一次産業から第

三次産業までを連携させた取組を行い、産業振興を促進していくことが必要である。

そのため、あらゆる面において大きな効果をもたらす高速交通・通信体系の早期整備が重要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

当市の人口は、表1-1(1)で見られるように減少が続いており、昭和55年の40,682人に対し、令和2年には24,563人と39.6パーセント減少している。

年齢構成比率は、年少人口(0~14歳)比率は昭和55年では24.1パーセントであったものが令和2年には10.3パーセントと大きく減少している。生産年齢人口(15~64歳)比率は昭和55年が61.7パーセント、令和2年が47.4パーセントと減少している。一方、高齢者人口(65歳以上)比率は昭和55年の14.2パーセントから令和2年が42.0パーセントへと大きく増加している。

今後もこの傾向は続いていくものと思われるため、当市では、将来において人口減少による過疎化の問題は今以上に深刻化することが予想されることから、この人口減少を抑制するための対策が急務である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査(総数は年齢不詳者数を含む))

| 区分 | 昭和55年 | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|----------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 40,682 | 人 38,316 | % △5.8 | 人 32,502 | % △15.2 | 人 27,006 | % △16.9 | 人 24,563 | % △9.0 |
| 0歳~14歳 | 9,799 | 7,750 | △20.9 | 4,605 | △40.9 | 2,993 | △35.0 | 2,541 | △15.1 |
| 15歳~64歳 | 25,091 | 23,424 | △6.6 | 17,993 | △23.2 | 13,849 | △23.0 | 11,653 | △15.9 |
| うち 15歳~29歳 (a) | 6,569 | 5,626 | △14.4 | 3,732 | △33.7 | 2,443 | △34.5 | 2,021 | △17.3 |
| 65歳以上 (b) | 5,792 | 7,130 | 23.1 | 9,898 | 38.8 | 10,127 | 2.3 | 10,321 | 1.9 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 16.1 | % 14.7 | - | % 11.5 | - | % 9.0 | - | % 8.2 | - |
| (b)/総数 老年者比率 | % 14.2 | % 18.6 | - | % 30.5 | - | % 37.5 | - | % 42.0 | - |

表1-1(2) 人口の見通し(平成27年12月作成上天草市人口ビジョン)

国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

| 区分 | 年齢区分 | 平成 22 年 (2010) | | 平成 27 年 (2015) | | 令和 2 年 (2020) | | 令和 7 年 (2025) | | 令和 12 年 (2030) | | 令和 17 年 (2035) | |
|----|---------|----------------|-------|----------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| | | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 総数 | 0～14 歳 | 3,712 人 | 12.4% | 3,012 人 | 11.0% | 2,583 人 | 10.2% | 2,195 人 | 9.5% | 1,910 人 | 9.1% | 1,727 人 | 9.0% |
| | 15～64 歳 | 16,321 人 | 54.6% | 14,340 人 | 52.2% | 12,476 人 | 49.3% | 10,831 人 | 46.8% | 9,592 人 | 45.5% | 8,448 人 | 44.2% |
| | 65 歳以上 | 9,869 人 | 33.0% | 10,135 人 | 36.9% | 10,256 人 | 40.5% | 10,133 人 | 43.8% | 9,583 人 | 45.5% | 8,936 人 | 46.8% |
| | 合計 | 29,902 人 | | 27,487 人 | | 25,315 人 | | 23,159 人 | | 21,085 人 | | 19,111 人 | |

| 区分 | 年齢区分 | 令和 22 年 (2040) | | 令和 27 年 (2045) | | 令和 32 年 (2050) | | 令和 37 年 (2055) | | 令和 42 年 (2060) | |
|----|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| | | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 総数 | 0～14 歳 | 1,573 人 | 9.2% | 1,410 人 | 9.2% | 1,238 人 | 9.1% | 1,071 人 | 8.9% | 924 人 | 8.7% |
| | 15～64 歳 | 7,454 人 | 43.4% | 6,624 人 | 43.3% | 5,944 人 | 43.9% | 5,408 人 | 45.1% | 4,850 人 | 45.7% |
| | 65 歳以上 | 8,160 人 | 47.5% | 7,275 人 | 47.5% | 6,372 人 | 47.0% | 5,514 人 | 46.0% | 4,838 人 | 45.6% |
| | 合計 | 17,187 人 | | 15,309 人 | | 13,554 人 | | 11,993 人 | | 10,612 人 | |

上天草市将来展望

| 区分 | 年齢区分 | 平成 22 年 (2010) | | 平成 27 年 (2015) | | 令和 2 年 (2020) | | 令和 7 年 (2025) | | 令和 12 年 (2030) | | 令和 17 年 (2035) | |
|----|---------|----------------|-------|----------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| | | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 総数 | 0～14 歳 | 3,712 人 | 12.4% | 3,096 人 | 11.2% | 2,806 人 | 11.0% | 2,592 人 | 10.9% | 2,436 人 | 11.1% | 2,368 人 | 11.8% |
| | 15～64 歳 | 16,321 人 | 54.6% | 14,340 人 | 52.0% | 12,529 人 | 48.9% | 10,929 人 | 46.1% | 9,796 人 | 44.8% | 8,783 人 | 43.6% |
| | 65 歳以上 | 9,869 人 | 33.0% | 10,135 人 | 36.8% | 10,276 人 | 40.1% | 10,167 人 | 42.9% | 9,624 人 | 44.0% | 8,984 人 | 44.6% |
| | 合計 | 29,902 人 | | 27,571 人 | | 25,611 人 | | 23,688 人 | | 21,856 人 | | 20,135 人 | |

| 区分 | 年齢区分 | 令和 22 年 (2040) | | 令和 27 年 (2045) | | 令和 32 年 (2050) | | 令和 37 年 (2055) | | 令和 42 年 (2060) | |
|----|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| | | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 総数 | 0～14 歳 | 2,322 人 | 12.6% | 2,223 人 | 13.2% | 2,076 人 | 13.6% | 1,901 人 | 13.6% | 1,757 人 | 13.8% |
| | 15～64 歳 | 7,939 人 | 43.0% | 7,282 人 | 43.2% | 6,790 人 | 44.4% | 6,461 人 | 46.3% | 6,096 人 | 47.7% |
| | 65 歳以上 | 8,219 人 | 44.5% | 7,340 人 | 43.6% | 6,443 人 | 42.1% | 5,588 人 | 40.1% | 4,916 人 | 38.5% |
| | 合計 | 18,480 人 | | 16,845 人 | | 15,309 人 | | 13,950 人 | | 12,769 人 | |

イ 産業

当市の基幹産業は、昭和35年当時は第一次産業であったが、農林水産物の価格低迷等の影響、また、昭和41年の天草五橋開通を契機として、観光等のサービス業を中心とした第三次産業へ転換した。

産業別就業人口比率は表1-1(3)のとおり、第一次産業は昭和35年には全体の50パーセント以上を占めていたが、農林水産物の価格低迷、高齢化や担い手不足等により、就業者が大きく減少し、令和2年には12.0パーセントにまで低下している。第二次産業は、昭和50年以降、本市への企業の進出等により雇用の場が増加したことから、就業人口比率が昭和35年の11.3パーセントから平成2年には29.8パーセントまで上昇したものの、その後は減少傾向にあり令和2年には20.8パーセントとなっている。第三次産業は、昭和35年には30.0パーセントだったが、天草五橋の開通に伴い、人の交流及び物流が円滑化したことで、観光等のサービス業への就業が大きく増加し、令和2年には67.2パーセントまで上昇している。

産業別総生産では、表1-1(4)のとおり第三次産業が総生産額全体の約8割を占めている。

当市においては、今後も観光業を中心とした第三次産業が基幹産業となり、就業については、前述のような傾向が続くものと考えられる。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査(分類不能人数除く))

| 区分 | 昭和35年 | 平成2年 | 平成17年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総数 | 22,433人 | 17,665人 | 14,403人 | 12,038人 | 11,444人 |
| 第一次産業 (就業人口比率) | 13,180人 (58.7%) | 3,757人 (21.3%) | 2,048人 (14.2%) | 1,558人 (12.9%) | 1,369人 (12.0%) |
| 第二次産業 (就業人口比率) | 2,528人 (11.3%) | 5,269人 (29.8%) | 3,495人 (24.3%) | 2,526人 (21.0%) | 2,378人 (20.8%) |
| 第三次産業 (就業人口比率) | 6,725人 (30.0%) | 8,639人 (48.9%) | 8,860人 (61.5%) | 7,954人 (66.1%) | 7,697人 (67.2%) |

表1-1(4) 産業別総生産

(単位：百万円)

| 区分 | 産業別総生産 | | | |
|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 | 計 |
| 平成22年度 | 4,118 | 8,809 | 59,157 | 72,084 |
| 平成27年度 | 5,811 | 7,933 | 54,530 | 68,274 |
| 令和2年度 | 4,177 | 9,643 | 49,357 | 63,177 |

(参考資料：熊本県市町村民経済計算)

(3) 市の行財政の状況

ア 行政

当市は、合併以降、分庁方式を採用し、大矢野町と松島町に本庁を、姫戸町と龍ヶ岳町に支所を設置し、市民に対する行政サービスの低下を招かないよう、行政運営を行ってきた。その中で、当市は、事務事業の見直し、組織改編、定員管理・給与の適正化、業務の民間委託等の行政改革を推進している。また、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、全庁一体となったデジタル化への取組を進めているところである。

このような中、過疎化・少子化の進行や、急激な社会・経済情勢等の変化により、市民の行政に対するニーズは高度化・多様化しているため、地方行政のあり方も変革が必要であり、持続可能な発展目標への取組や、より合理的かつ効果的な行政運営が求められている。

このため、市民の視点に立って事務事業を選択し実施するとともに、地域や民間の活力と連携し役割分担を明確にして、協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

イ 財政

当市は、合併前の各旧町時代における大規模事業の実施に伴う市債の増発により、多額の市債償還に迫られ、早期健全化団体への転落も危ぶまれる状況にあった。

そこで、この危機的状況から脱却するため、平成19年度に財政健全化計画（第1次リバイバルプラン：平成19～23年度）を策定し、人件費及び公債費等の削減に努め、平成24年度には、第2次財政計画（第2次リバイバルプラン：平成24～25年度）を策定し、引き続き財政健全化に努めた。その結果、平成22～25年度までの一般会計当初予算規模は150億円台、経常収支比率は85～91パーセント台で推移していた。

それ以降は、平成26年度に大規模な繰上償還を行うなどしたものの、平成30年度以降は、合併特例債の発行期限（令和5年度）を見据えた集中的な投資等により、当初予算規模は約180～210億円台、経常収支比率は90～97パーセント台と、それまでと比較し高い水準で推移している。

また、当市の歳入の約4割を占める地方交付税について、令和8年度以降は、国勢調査人口の減少による減額が見込まれるため、これまで以上の財源不足が懸念される。

このような中、物価高騰対策等により、令和6年度最終予算額は、224億5,900万円となり、その予算編成は財政調整基金繰入金の計上により行った。

当市では、今後も扶助費、補助費、公債費等の増加により、財源不足が一層深刻になることが懸念される。このため、今後厳しさを増す財政状況を乗り切るためには、限られた財源の重点的かつ効果的な活用により、予算の質を更に高める取組が必要である。具体的には、前述の懸念事項等を踏まえ、第5次財政計画（令和6年3月策定）に沿った以下の取組により健全な財政運営を堅持していく。

(ア) 歳入面での取組

a 市税等の確保

市税等の課税客体の的確な把握と適正な課税、収納率の向上及び滞納金額の圧縮のため、収納対策のさらなる推進に努める。

b 使用料・手数料等の適正化

市民負担の公平性確保と受益者負担の適正化を図るため、適宜見直しを行う。

c 基金の運用

基金の長期的かつ積極的な運用を行い、運用益の獲得に努める。

d ふるさと納税事業の推進

返礼品の充実や寄附受付サイトの拡充など、ふるさと応援寄附金の増加に向けた取組を推進する。

e 市有財産の適正管理

市有財産の所有目的を明確にし、処分可能な遊休資産等については、売却や貸付などを検討し、新たな財源確保に努める。

f 有利な地方債の活用

元利償還金に対する交付税措置のある有利な市債を効果的に活用する。

また、市債の新規発行について、経常収支比率及び実質公債費比率を踏まえた上で、世代間負担の公平化を図るため、適正な発行額と償還期間を設定する。

(イ) 歳出面での取組

- a 事務事業の見直しや効率化による歳出の削減
事務事業について、必要性、有効性、効率性、公平性等の観点から事業内容を見直し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、物件費等の経常経費の削減を図る。
- b 補助金の見直し
補助金ガイドラインに基づき、各補助事業の内容及び効果を検証し、補助対象や補助率の見直しを実施する。
- c 施設の維持管理コストの縮減及び平準化
公共施設総合管理計画アクションプランに基づき、計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。
- d 財政規模に応じた普通建設事業の実施
普通建設事業について、必要性、事業規模や実施時期等の精査を行い、財政規模に応じて計画的に実施する。
- e 繰出金の抑制
特別会計における事務事業の見直しや、企業会計における経営健全化計画に基づく取組等により、一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金を抑制する。

(ウ) 目標値

- a 経常収支比率：令和9年度 95.0%以下
- b 実質公債費比率：令和9年度 15.0%以下

表1-2 (1) 直近の主な財政指標等の推移 (単位：百万円・%)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 18,220 | 17,803 | 19,466 | 21,175 | 19,571 |
| 歳出決算額 | 21,502 | 21,373 | 20,488 | 22,280 | 22,849 |
| 経常収支比率 | 93.0 | 93.6 | 90.8 | 92.9 | 95.2 |
| 自主財源比率(※) | 15.3 | 15.9 | 16.2 | 14.9 | 14.6 |
| 実質公債費比率 | 11.9 | 11.5 | 11.6 | 11.6 | 11.7 |
| 地方債現在高 | 17,757 | 18,038 | 18,141 | 19,697 | 21,627 |
| 義務的経費比率 | 36.8 | 41.5 | 40.3 | 38.8 | 38.6 |
| 財政調整基金残高 | 2,703 | 3,584 | 4,066 | 4,158 | 4,162 |

※自主財源比率：繰入金及び繰越金を除いて算出

表 1 - 2 (2) 市の財政状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 18,267,454 | 18,005,668 | 22,945,236 |
| 一般財源 | 11,421,028 | 11,360,983 | 10,762,529 |
| 国庫支出金 | 2,589,170 | 1,931,432 | 5,378,767 |
| 都道府県支出金 | 1,372,888 | 1,107,426 | 1,229,426 |
| 地方債 | 1,486,318 | 1,670,724 | 2,136,754 |
| うち過疎対策事業債 | 360,800 | 353,300 | 439,300 |
| その他 | 1,398,050 | 1,935,103 | 3,437,760 |
| 歳出総額 B | 17,047,936 | 16,921,023 | 21,501,990 |
| 義務的経費 | 7,972,473 | 8,370,643 | 7,905,630 |
| 投資的経費 | 2,576,286 | 1,317,108 | 2,694,873 |
| うち普通建設事業 | 2,549,749 | 1,066,901 | 2,375,560 |
| その他 | 6,499,177 | 7,233,272 | 10,901,487 |
| 過疎対策事業費 | | | — |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 1,219,518 | 1,084,645 | 1,443,246 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 210,904 | 147,938 | 639,430 |
| 実質収支 C-D | 1,008,614 | 936,707 | 803,816 |
| 財政力指数 | 0.25 | 0.25 | 0.26 |
| 公債費負担比率 | 17.2 | 19.9 | 16.9 |
| 実質公債費比率 | 14.7 | 12.3 | 11.9 |
| 経常収支比率 | 85.2 | 88.7 | 93.0 |
| 将来負担比率 | 85.6 | 3.9 | — |
| 地方債現在高 | 19,868,526 | 17,042,402 | 17,756,685 |

ウ 施設整備水準等の現況と動向

公共施設の整備水準等の現況は、表 1 - 2 (3) のとおりである。

今後、令和 6 年 3 月に策定した「上天草市第 3 次総合計画」（以下「第 3 次総合計画」という。）等に基づき、地域の特性、バランス、利便性等に十分配慮し、計画的に整備を進める。

表 1-2 (3) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和 2 年度末 |
|-----------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 28.8 | 25.5 | 36.2 | 34.0 | 34.7 |
| 舗装率 (%) | 66.9 | 83.1 | 86.8 | 88.9 | 89.2 |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | | | | 27,250 | 27,250 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 18.8 | 34.3 | 44.5 | 44.5 | 44.5 |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | 1,723 | 15,267 | 18,436 | 20,594 | 20,549 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 0.2 | 2.0 | 2.4 | 2.7 | 2.7 |
| 水道普及率 (%) | 84.3 | 93.3 | 92.3 | 88.3 | 92.4 |
| 汚水処理人口普及率 (%) | 0.0 | 0.0 | 15.6 | 41.5 | 56.8 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 2.0 | 2.8 | 5.5 | 6.2 | 7.9 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 当市の目指す将来像

当市では、過疎地域対策関連法に基づく計画の実施により、産業の振興、交通・通信体系の整備を重点に施策を展開してきたところであるが、人口減少及び少子高齢化は進行しており、地域活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障などの社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念される。

このような中、第3次総合計画では、「人と海のふれあうまち～イノベーションによる“幸せを実感する”持続可能なまちづくり～」を将来像として掲げ、「みんなでつくる持続可能な社会」、「まちの未来を担う人づくり」、「DX・ゼロカーボンシティの推進によるイノベーション」、「地域資源を生かした産業の再生」、「安全・安心な暮らしを確保する互助・共助の社会づくり」の5つをまちづくりの基本方針として定めて、これらの有機的な連携を図りながら、まちづくりを推進していくこととしている。

市の重点テーマ（抜粋）



これからの社会動向

| | |
|------|---------------------|
| 産業 | 就業者不足、多様な担い手の確保 |
| | 新たな産業開発／観光振興の拡大 |
| 教育 | ふるさとの愛着を高める教育 |
| | 上天草高校の魅力化 |
| 健康福祉 | 子育て環境・支援の充実 |
| | 地域福祉の拡大／高齢者の生きがいづくり |
| 生活環境 | 災害に強いまちづくり／冠水対策の推進 |
| | 公共交通手段の維持確保・利用促進 |
| | 定住移住の促進／空き家等の利活用拡大 |
| | 海の環境保全／ごみ減量化の推進 |

| |
|--------------------------|
| ■人口減少・高齢化の加速度的な進行 |
| ■SDGsの達成に向けた取組の推進 |
| ■DX社会の実現による地域社会の課題解決 |
| ■甚大化する自然災害や感染症などのリスクへの対応 |
| ■誰もが活躍できる社会の推進 |
| ■社会経済のグローバル化と多文化共生社会の進展 |
| ■広域道路ネットワークの発展 |
| ■住民・民間・行政による協働のまちづくりの推進 |



【考え方1】 みんなでつくる持続可能な社会

【考え方2】 まちの未来を担う人づくり

【考え方3】 DX・ゼロカーボンシティの推進によるイノベーション

【考え方4】 地域資源を生かした産業の再生

【考え方5】 安全・安心な暮らしを確保する互助・共助の社会づくり

イ 当市の基本方針

当市では、熊本県過疎地域持続的発展方針及び第3次総合計画を踏まえ、過疎地域における「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源を活用した地域活力の更なる向上」を図るため、これまでの計画に引き続き次の4つの「基本方針」を基に、国の各種施策や社会の潮流も見据えた対応を行いながら、行政と市民との協働によるまちづくりを推進していく。

(ア) 活力ある産業づくり

活力ある産業を創るためには、地域の特性を有効に活用することが重要である。当市が有する地域資源を最大限に活用し、上天草ブランドづくりに取り組み、広く県内外にPRするとともに、6次産業化の推進など、産業の振興を図る。

(イ) 安心・快適な生活環境づくり

全ての市民が安心・快適に生活できる環境は、私たちが健康でいきいきと暮らすためには必要である。こどもからお年寄りまで、皆で支え合う社会環境づくりを進めるとともに、地域活動を担う人材の確保及び育成等、ボランティア団体等と連携して地域コミュニティ機能を持続させるための取組を推進していく。

(ウ) 機能的な社会基盤づくり

人・物の流れを創り出し交流を促進するためには、交通・通信体系の整備促進が必要不可欠である。また、当市の一体性を高めるため、道路などの交通体系の整備や情報化の推進など、機能的な社会基盤づくりに取り組んでいく。

(エ) 環境と共生のまちづくり

当市のほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれていることから分かりますとおり、当市には美しい海と山があつて、風光明媚な景観も多くあり、自然に恵まれた地域である。この美しい貴重な自然を守り次世代に引き継いでいくよう、まちづくりに当たっては、恵まれた自然環境と快適な生活環境を保全し、資源循環型社会の形成を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関しては、当市で平成27年12月に作成した「上天草市人口ビジョン」において、総人口の将来展望に示されている上天草市将来展望の人口を目標とし、令和12年末の総人口21,856人以上を目指す。

財政力に関しては、各計画等において財政力指数の目標値は計上していないが、平成24年度以降約0.25で推移している。財政力指数の分子である基準財政収入額の算定項目である納税義務者数や20歳以上の住民基本台帳人口数等は人口が強く影響しているため、人口減少の緩和を図る移住定住促進事業等への効果的な予算措置を行い、財政力指数の維持を目指す。

また、地域の持続的発展の基本方針に基づき表1-3のとおり目標を設定する。

表1-3 地域の持続的発展のための基本目標

(ア) 活力ある産業づくり

| 目 標 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 |
|------------------|------|------|-------|-------|-------|
| 新規事業所数(件) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 新規企業立地数(件) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 企業立地に伴う新規就業者数(人) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

(イ) 安心・快適な生活環境づくり

| 目 標 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 |
|---------------------------|------|------|-------|-------|-------|
| 市が関与した新規移住者数(人) | 84 | 86 | 88 | 90 | 92 |
| 地域おこし協力隊員新規導入数(人) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 熊本県立上天草高等学校への市外からの入学者数(人) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 超高速ブロードバンドの新規加入世帯数(世帯) | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 新規電子申請可能業務数(件) | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| デジタル技術を活用した新規業務数(件) | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 |
| 市民向けメディアリテラシー講習会の開催回数(回) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 待機児童数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後児童クラブ等数(件) | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

| | | | | | |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 特定健診の受診率 (%) | 45.0 | 50.0 | 55.0 | 60.0 | 60.0 |
| 地域医療に対する住民満足度 (%) | 60 | 60 | 61 | 62 | 63 |
| 小中学校数 (校) | 16 | 14 | 14 | 14 | 14 |

(ウ) 機能的な社会基盤づくり

| 目 標 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 | 令和 12 年 |
|-------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 農道橋保全対策計画の進捗率 (%) | 0 | 0 | 4 | 11 | 27 |

(エ) 環境と共生のまちづくり

| 目 標 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 | 令和 12 年 |
|--------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 汚水処理人口普及率 (%) | 65.0 | 66.2 | 67.4 | 68.6 | 69.8 |
| 住宅用省エネルギー設備設置費補助金実績数 (件) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、それぞれ設定した目標の達成度を1年度ごとに担当部署で事後評価することとし、結果を当該年度10月末までに当市ホームページに掲載する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当市の公共施設等総合管理計画では、公共施設等（建築物及びインフラ施設）の老朽化、人口減少、少子高齢化等の問題を踏まえ、長期的な視点をもって公共施設等を効率的・計画的に管理・運営するため、基本方針を定めている。

本計画においても、公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設（建物及びインフラ施設）の維持管理等について整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していくものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

【方針】

当市において、地域の持続的発展には定住人口を維持・拡大させていくことが不可欠である。そのため、地域が必要とする人材を外から呼び込み、協働して地域づくりを行っていくために、積極的に移住定住施策を展開し、地域の活性化を図るとともに、当市唯一の高校である熊本県立上天草高等学校への進学者を増加させることで、地域社会の担い手となる人材を育成する。

(1) 現況と問題点

当市の人口は、昭和35年国勢調査の51,439人をピークに年々減少の一途をたどり、令和2年国勢調査では24,563人となっている。

また、人口減少と併せて高齢化も進行しており、令和2年国勢調査では高齢化率が42.0パーセントであり、県内市町村平均31.4パーセントに対し、10.6ポイントも上回り、県内市町村平均を上回るスピードで進んでいる。

加えて地元中学校から熊本県立上天草高等学校への進学率も30%前後と低く、将来的な地域社会の担い手の市外流出も大きな課題となっている。

人口減少及び少子高齢化の進行は、地域の活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障などの社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念される。

このことから、移住定住促進のため、就業の場の確保・拡大、生活基盤の整備、UJIターン者の受入体制・環境等の整備を図るとともに、地元高校への進学率向上を含め、地域社会の担い手となる人材を育成することが課題となっている。

また、当市は、豊富な地域資源の優位性を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の持続的発展を図ることが重要である。

(2) その対策

当市への移住定住を促進し、人口減少の緩和を図ることを目的に、住まいの支援、暮らしの支援、情報発信を移住定住促進事業として行う。住まいの支援として、空き家バンクの運用、空き家等の環境整備に関する補助金の交付（空き家等利活用促進事業補助金）、移住お試し施設の運用等を行う。暮

らしの支援として、移住コーディネーターによる移住検討者への相談対応、移住者への助成（定住支援助成金）等を行う。情報発信として、移住情報サイトによる情報提供、都市部で開催される移住相談会への参加等を行う。

また、地域団体等と連携し、若者の定住促進やU J I ターン者の新たな受入れの場として、地域おこし協力隊の積極的な導入を図る。

加えて、地域社会の担い手となる人材を確保及び育成するため、熊本県立上天草高等学校への入学者増加を目的とし、市外からの生徒募集を含めた連携や支援を行うとともに、幅広い視野と豊かな国際感覚の育成を図ることを目的として市内在住の中高生を対象とした青少年人材育成海外派遣事業を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名（施設 名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|---------------------------|---|------|-----|
| 1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成 | (4) 過疎地 域持続的発展 特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | 移住定住促進事業 (人口減少による活力の低下及び地域の担い手不足に対処するため、移住コーディネーターによる移住検討者への相談対応、移住者への助成（定住支援助成金）等を実施することで、人口減少の抑制を図る。) | 上天草市 | |
| | 人材育成 | 上天草高校支援事業 (地域社会の担い手となる人材を確保等するため、地域みらい留学への参画による市外からの生徒募集や下宿運営を含め、熊本県立上天草高等学校生への支援を実施することで入学者を増加させ、将来の地域社会の担い手となる生徒の増加を図る。) | 上天草市 | |
| | | 青少年人材育成海外派遣事業 | 上天草市 | 補助金 |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | (地域社会の担い手となる人材を育成等するため、民間事業者が実施する海外ホームステイに参加する市内在住の中高生への補助を実施することで、幅広い視野と豊かな国際感覚を持つ人材の育成を図る。) | | |
|--|--|---|--|--|

3 産業の振興

【方針】

当市の第一次産業は、昭和40年頃まで産業構造の中心となっていたが、農林水産物等の価格低迷、産地間競争の激化等、農業・漁業を取り巻く環境は厳しく、また、収益性の低さ、若年層の市外流出等による担い手不足や高齢化の問題を抱え、農林水産業の就業者数も減少し続けている。

このことから、今後、第一次産業の振興を図る上で、担い手の育成と経営力のある組織体制の強化を進めていくことが重要である。

農業においては、ソフト面では新規就農者や認定農業者の育成、担い手への農地の集積等を進めながら、効率的かつ安定的な農業経営を促し、機械化・省力化技術の導入、作業環境・就業条件の改善に資する事業を展開する。また、年々増加するイノシシ等の有害鳥獣対策に効果的な施策の展開が必要である。ハード面では、農道の舗装や橋りょうを含む道路構造物の老朽化対策が必要である。

林業においては、森林組合等の関係機関と連携し、担い手育成に取り組むとともに、間伐の推進や木材の利用拡大に資する事業を展開し、また、作業効率を確保するため、林道の適切な維持・管理を行うとともに、災害発生時には速やかな補修・復旧を行う。加えて、森林病虫害・獣害、自然災害の防備、水資源の涵養に資する事業などを行うことにより、森林の保護保全を図る。

漁業においては、安心して漁業に従事でき、作業効率が向上するような漁港等の整備のほか、水産資源を確保するための放流事業などを展開するとともに、一層の経営安定化を図る。

一次産品においては、当市で生産された農林水産物を加工した商品開発及びこれらの商品の販売の促進により独自ブランドを確立させることで、市内における観光需要の拡大、市外への流通・販路の拡大と連動させた「売れる」生産体制・加工（製造）体制の拡大を図る。

地域の産業・企業の再生等については、企業誘致を推進しながら、商工業、海運業等、地域を支えてきた産業・企業の新たな可能性の創造に向けた経営を支援するとともに、市民が就労できるような支援体制の充実を図る。

情報通信産業については、ワーケーションの促進やサテライトオフィス誘致の可能性を探りながら振興を図る。

観光及びレクリエーションについては、コロナ禍以降は多様化する旅行ニーズに対応すべく、クリスタン文化や自然環境を活用した取組を推進すると

ともに、魅力あるイベント等を開催することで、顧客満足度の向上を図り、リピート客の獲得につなげ、地域経済の振興を図る。また、旅行先として選ばれる地域となるため市観光ブランディングの浸透を推進し、国内外に広く周知を行う。インバウンド誘致については、TSMCの進出に伴い旅行需要が活性化している、台湾を中心とした東アジアへのプロモーションの実施と観光施設等の受入態勢の強化を図る。

また、コロナ禍以降、年々観光需要は回復傾向にあるものの、コロナ禍以前の数値まで回復させるためにも、開発を計画している宮津地区に加えて、特に過疎化が著しい姫戸・龍ヶ岳地区の観光振興を進めていく。

その為にも、姫戸地区の白嶽森林公園山頂に新たに整備した、天空ジップライン「白嶽」の運営や森林公園全体のリニューアル、龍ヶ岳山頂自然公園キャンプ場や隣接する「ミュージアム天文台」を整備改修する必要がある。

(1) 現況と問題点

ア 基盤整備

(ア) 農業

当市は、温暖な気象条件に恵まれているものの、地形の大部分が急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地域である。その中で、大矢野地区は比較的傾斜の緩やかな丘陵地が多く、花き、果樹等の栽培や畜産が行われているほか、河川沿いの平地や海岸線の河口部では市街地や農地が広がっている。松島地区では、合津川、今泉川、教良木川の流域に沿って水田が連なり、早期米の生産が盛んであるほか、阿村干拓地で小麦の栽培が行われている。姫戸地区は傾斜地が多い地域で、少ない平地を利用した水稲や、傾斜地では果樹が栽培され、龍ヶ岳地区も傾斜地が多い地域で、一部の地域では棚田での水稲が行われている。

当市の農家数は、普通畑作を中心に小規模零細農家が多く、昭和50年は4,311戸であったが、狭小不整形の農地が多く作業の効率が悪いこと、イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害が増加したこと、高齢化の進行に伴い離農者が増加したこと等により、令和2年では678戸となり、昭和50年と比較すると84.3パーセントも減少している。

農地の基盤整備による作業の効率化、農業の機械化等による省力化、耕作規模の拡大に取り組む農業者が出現する一方、農業者の減少に比例する形で、平成17年の専業農家が224戸であったのに対し、令和2年には127戸まで減少している。

現在も、農業を取り巻く環境は厳しい情勢であることから、農業者の安定経営を進めるため、農業者の経営目標を定め合理化を図るとともに農地の集積、農業機械及び施設等の適正規模化を促進するとともに、消費者ニーズに即した高品質で安全性の高い農産物の生産を行っていく農業振興策が必要である。

また、市内にある組合等が鮮度の良い果樹・野菜を安定出荷するための集出荷貯蔵施設整備などに対し、国庫補助を活用した施設整備支援を推進するなど、農業者の所得向上を図る必要がある。

農業施設面については、農道及び橋りょうの老朽化施設の増加、温暖化に起因する海面の上昇等の自然環境の変化や近年の集中豪雨等に加え、排水機場等の施設の老朽化により機能が低下しており、農用地に甚大な被害をもたらすおそれが高まっていることから、その対策は急務である。

表3 (1) 農家戸数の推移

(単位：戸・%)

| 年度 | 総農家戸数 | 販売農家 | 専業農家 | 第1種兼業 | 第2種兼業 | 増減率 (総農家数) |
|-----|-------|------|------|-------|-------|---------------|
| S40 | 6,167 | | 712 | 1,551 | 3,904 | |
| S45 | 5,230 | | 601 | 938 | 3,691 | △15.2 |
| S50 | 4,311 | | 543 | 459 | 3,309 | △17.6 |
| S55 | 3,764 | | 548 | 302 | 2,914 | △12.7 |
| S60 | 3,262 | | 569 | 255 | 2,438 | △13.3 |
| H2 | 2,222 | | 452 | 221 | 1,549 | △31.9 |
| H7 | 1,809 | | 390 | 159 | 1,260 | △18.6 |
| H12 | 1,498 | 811 | 206 | 127 | 478 | △17.2 |
| H17 | 1,205 | 649 | 224 | 104 | 321 | △19.6 |
| H22 | 1,099 | 553 | 230 | 63 | 260 | △8.8 |
| H27 | 894 | 429 | 207 | 48 | 174 | △18.7 |
| R2 | 678 | 344 | 127 | 34 | 184 | △24.2 |

(出典：農林業センサス)

表3（2）農業協同組合員数の推移

（単位：人）

| 区分 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大矢野町 | 1,920 | 1,881 | 1,768 | 1,733 | 1,691 | 1,636 |
| 松島町 | 1,193 | 1,156 | 1,091 | 1,065 | 1,030 | 1,004 |
| 姫戸町 | 777 | 762 | 715 | 686 | 658 | 627 |
| 龍ヶ岳町 | 1,093 | 1,079 | 1,038 | 1,019 | 991 | 971 |
| 計 | 4,983 | 4,878 | 4,612 | 4,503 | 4,370 | 4,238 |

（イ）林業

当市の林野面積は7,605ヘクタールで、林野率が59.9パーセントと高く、そのうち私有林が86.0パーセントを占めている。私有林は、ひのき林などの人工林が手入れ不足により、雑木林化しているが、公有林は、保育、間伐、衛生伐等を計画的に実施し、維持管理に努めている。

今後は、森林の管理・経営のため、森林組合等の関係機関と連携し、林地の特性を活用した自然環境の保全、水資源の涵養、山腹崩壊の防備を計画的に実施するとともに、林道の適切な維持管理を行う必要がある。

（ウ）水産業

当市の水産業について、海面養殖については、くるまえび、たい類の養殖が盛んである。特に、全国でも有数の生産量を誇るくるまえびについては、過去にウイルス感染による被害を教訓に養殖マニュアルを作成し、適切な管理により生産量を維持している。しかしながら、ぶり、ふぐ類については、頻発する赤潮の影響を受け、養殖魚のへい死が発生し、生産量が伸び悩んでいる。

漁業生産額は、漁船の大型化に伴い、作業の効率性が図られ、広域に操業活動を展開しているものの、水産資源の減少や漁場環境の悪化等により漁獲量が減少し、加えて魚価等も低迷していることから、減少傾向にある。

また、漁業協働組合員数は、平成29年と令和4年を比較すると、1,014人から895人に減少しており、その減少率は11.7パーセントである。水産業について、後継者不足により、漁業従事者の高齢化が急速に進行している。

表3（3）主要魚種別海面漁業及び養殖業生産量の推移（単位：トン）

| 年度 | 漁獲量 | まぐろ類 | いわし類 | あじ類 | ぶり類 | このしろ | たい類 | えび類 | ふぐ類 |
|-----|-------|------|------|-----|-----|------|-------|-----|-----|
| H29 | 6,955 | 0 | 533 | 164 | 99 | 623 | 3,946 | 91 | 137 |
| H30 | 7,093 | 0 | 514 | 189 | 101 | 639 | 4,027 | 93 | 152 |
| H31 | 6,923 | 0 | 666 | 154 | 87 | 827 | 3,383 | 85 | 126 |
| R2 | 6,211 | 0 | 566 | 144 | 81 | 702 | 3,142 | 77 | 117 |
| R3 | 6,400 | 0 | 549 | 155 | 85 | 681 | 3,353 | 81 | 125 |
| R4 | 5,723 | 0 | 598 | 118 | 69 | 742 | 2,635 | 68 | 98 |

（参考資料：港勢調査）

表3（4）漁業協同組合員数の推移（単位：人）

| 区分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|------|-------|-------|------|------|------|------|
| 大矢野町 | 631 | 599 | 594 | 584 | 566 | 559 |
| 松島町 | 133 | 132 | 133 | 131 | 130 | 129 |
| 姫戸町 | 57 | 54 | 48 | 47 | 45 | 43 |
| 龍ヶ岳町 | 193 | 187 | 176 | 173 | 174 | 164 |
| 計 | 1,014 | 972 | 951 | 935 | 915 | 895 |

（参考資料：港勢調査）

イ 漁港施設

当市には、熊本県の管理を含め18の漁港が存在する。当市を囲む有明海及び八代海は、他海と比較すると干満差（4.5メートル）が大きく、これらの海では、漁獲物の陸揚げ作業及び干潮時における漁港使用に支障を来している。このことの解消に当たり、当市では第2次及び第3次漁港漁場整備長期計画を策定・実施し、平成13年度からは漁港・漁場・漁村を一体的に整備することとし、水産基盤整備事業を実施してきたところである。

また、漁港施設及び海岸保全施設の老朽化が進行し、更新・改修を必要とする施設が増加している。

ウ 地場産業の振興

当市の地場産業は、ほとんどが中小・零細事業者であり、設備の更新、人員確保、後継者不足等様々な課題を抱えている。

事業者それぞれの抱える課題に寄り添えるよう、商工会や地元金融機関と連携した地場産業の育成、振興の仕組みが必要である。海運業は、基幹

産業の一つであるが、大企業との労働条件の格差等で船員の確保に苦慮しており、担い手不足、船員の高齢化が深刻な課題となっている。

当市は、通年高品質の農林水産物が生産、水揚げされているが、少量多品目であることから市場認知度が低い。このため、付加価値の高い加工品を開発し、市独自のブランド力を高めていくことが必要である。

民間事業者の6次産業化への機運が高まっているものの、安定した販路が確保できていないことから、加工品開発が低調である。そこで、上天草市農林水産物ブランド推進協議会を設置し、民間事業者に対し加工品開発等をサポートするとともに、ブランド認証制度を設け、認証マーク等で他商品との差別化を図り、販売促進に努めている。今後も農商工連携や6次産業化を進め、地域内の産業が連携して地場産業の振興を図る必要がある。

表3 (5) 上天草市ブランド認証品認定実績

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 認証件数 | 20件 | 0件 | 6件 | 2件 | 1件 | 3件 |

(※新認証制度導入後の件数実績)

エ 企業誘致対策

当市では、平成21年に創設した市独自の企業進出や立地に対する優遇措置と地道な企業訪問が実を結び、8つの企業の誘致の実績があり、一定の成果が認められるところである。

さらなる企業誘致のためには、誘致への好条件となる交通アクセスの改善や誘致場所の確保等の土台づくりが必要である。

また、今後は当市の強みである高品質な農林水産物を活用できる「食」に関連する企業の誘致を促進するなど、当市の特長を生かした展開が必要である。

| 誘致企業一覧 |
|--|
| 九州ワコール製造(株)熊本工場、(株)日本冷熱、天草池田電機(株) ヤマハ天草製造(株)、公進ケミカル(株)天草工場、(株)マルチコンポジット ユニテクノ(株)天草事業所、(株)天草魁水産 |

オ 商業

当市の商業は、令和3年度は卸売業44店、小売業269店、総数で313店となっており、平成28年度と比較すると、卸売業、小売業ともに減少している状況である。販売額においては過去4年間で約45億円減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症蔓延の影響が大きいものと考えられる。今後も、上天草市商工会と連携し、商工業者の経営基盤強化を図るとともに、新たな事業展開や新分野への進出に向けたスキルアップを図り、店舗数及び売上の増加を図っていく必要がある。

また、商業地のあり方については、平成23年の九州新幹線全線開業や地域観光列車「A列車で行こう」の運行、平成30年の高規格道路「天城橋（天草五橋新1号橋）」開通など外的要因の影響を受け、交流人口が増加傾向にあることから、商工業者は新たな取組を模索し、経済の活性化につなげる必要がある。併せて、多様化している悪質商法等の消費者問題の解決に向けて、消費者行政を充実させる必要がある。

表3（6）商業の推移

| 区分 | | 年度 | 平成28年度 | 令和3年度 |
|-----|------------|----|--------|--------|
| | | | | |
| 卸売業 | 商店数（店） | | 58 | 44 |
| | 従業者数（人） | | 209 | 187 |
| | 販売額（百万円／年） | | 5,304 | 3,591 |
| 小売業 | 商店数（店） | | 336 | 269 |
| | 従業者数（人） | | 1,571 | 1,209 |
| | 販売額（百万円／年） | | 20,619 | 17,868 |
| 総計 | 商店数（店） | | 394 | 313 |
| | 従業者数（人） | | 1,780 | 1,396 |
| | 販売額（百万円／年） | | 25,923 | 21,459 |

（参考資料：経済センサス活動調査（商店数・従業員数））

カ 情報通信産業

当市では情報通信産業が事業の実施可能な情報インフラが十分ではなく、情報通信産業を営む事業者はほとんど見られなかった。近年では、光回線整備の拡充が進み、場所にとらわれず仕事ができる環境が整うようになってきたが、ビジネスにおいてICTを活用できる人材が少なく、他産業同様、人材確保が問題である。

キ 観光又はレクリエーション

観光については、隣接市において平成27年に三角西港が、平成30年には天草崎津集落が世界文化遺産に登録されたこと、また、九州新幹線をはじめとする公共交通機関の充実などの外的要因もあり、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により一時期落ち込んだものの、年々観光客は復調傾向にある。また、体験型観光の需要が高まっていることから、トレッキングやサイクリングといった自然環境を活かしたアクティビティも当市の強みとして取組を強化しているところである。

しかし、既存の観光施設においては全体的に老朽化が進んでいることから、継続した改修に加え、新しい観光コンテンツの開発が必要である。特に観光コンテンツが比較的多い大矢野地区、松島地区に観光客が集中しており、過疎化が進む姫戸地区、龍ヶ岳地区には集客できるコンテンツが少なく、施設の改修など実施して強化していく必要がある。

また、平成30年度に策定し、令和5年度に改訂した上天草市観光ブランディング計画に基づき、選ばれる観光地イメージを定着させるための取組を強化しているところではあるが、定着に至っていない状況である。

令和8年は雲仙天草国立公園の天草地域指定70周年を迎えることから、これを契機とした観光の活性化に向けたプロモーションや誘客イベントの開催など、取組を強化する必要がある。

表3(7) 上天草市の観光入込客数の推移

(単位：人)

| 年度 | 日帰客数 | | | 宿泊客数 | | | 入込客数 | | |
|-----|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 県内 | 県外 | 合計 | 県内 | 県外 | 合計 | 県内 | 県外 | 合計 |
| H30 | 1,151,743 | 450,531 | 1,602,274 | 115,170 | 149,989 | 265,159 | 1,266,913 | 600,520 | 1,867,433 |
| H31 | 1,117,324 | 516,356 | 1,633,680 | 127,839 | 140,733 | 268,572 | 1,245,163 | 657,089 | 1,902,250 |
| R2 | 955,264 | 317,807 | 1,273,071 | 116,098 | 78,143 | 194,241 | 1,071,362 | 395,950 | 1,467,312 |
| R3 | 938,400 | 233,779 | 1,172,179 | 115,136 | 63,845 | 178,981 | 1,053,536 | 297,624 | 1,351,160 |
| R4 | 1,000,590 | 281,181 | 1,281,771 | 133,223 | 107,041 | 240,264 | 1,133,813 | 388,222 | 1,522,035 |
| R5 | 1,005,764 | 311,352 | 1,317,116 | 125,933 | 133,935 | 259,868 | 1,131,697 | 445,287 | 1,576,984 |

(参考資料：観光統計)

ク その他

当市には、熊本県が管理する三角港（登立地区、岩谷地区）、合津港、姫戸港と、上天草市が管理する上天草港（柳区など10港区）の港湾がある。これらの港湾は、人の流れや物流の拠点として、また、区域内の海岸保全施設においては、国土保全や台風、高潮などの自然災害などから背後集落住民の生命財産を防護するために重要な役割を果たしてきた。しかしながら、これらの港湾においては、施設の老朽化の進行が著しく、港及び海岸保全施設としての機能が不十分であるため、港湾整備及び海岸保全施設の維持補修を行い、機能充実に努める必要がある。

（2）その対策

ア 基盤整備

（ア）農業

当市は、農地の有効活用を図るため、中山間地域総合整備事業や基盤整備事業によりほ場整備を実施し、農業の効率化を推進するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づき市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿って、新規就農者や認定農業者の育成、担い手への農地の集積等を進めながら、農業者の効率的かつ安定的な農業経営を促し、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、就業条件の改善を促進するとともに、多様に事業を展開することで、将来にわたり安全・安心な食料の安定供給に結び付ける。

中山間地は、流域の上部に位置することから水資源の涵養、洪水防止機能等の多面的な機能を有しており、下流域の住民の生命と財産、豊かな暮らしが守られている。しかし、中山間地では、高齢化が進み、平地に比べ自然的・経済的・社会的に不利なことから担い手の減少、耕作放棄地の増加により、多面的な機能が低下し、地域社会にとって大きな経済的損失が懸念されることから、農業生産の維持を図りながら、中山間地の持つ多面的な機能を確保するために中山間地域等直接支払事業を実施していく。近年増加傾向にあるイノシシ等の有害鳥獣対策として、猟友会と連携し、捕獲・駆除や電柵の設置等を行い、農作物被害の縮小を図る。

また、農道における舗装及び構造物、橋りょうの老朽化に伴う修繕等の対策を国・県の各種補助事業活用により実施するとともに、一定要件農道以外の未舗装農道については、単独耕地事業により舗装率の向上や不整形狭小農道の改良を推進していく。集中豪雨等による自然災害を未然に

防止するため、排水機場や農地海岸等の施設の整備状況や利用状況等を把握し、その施設の状況に応じた整備及び保全を総合的に実施することが必要である。

畜産分野では、黒牛のブランド化、乳牛巡回検診、人工受精、ヘルパー事業等及び機械等の導入による経営の安定・省力化に取り組む。

農業者、農業協同組合等関係団体、県等関係機関との連携を密にしながら農業所得の増大と農業経営の安定を図り消費者ニーズの多様化に対応した有機農業の推進、高品質な作物を追求し、販路拡大と合わせ高付加価値型農業振興を推進する。併せて、今後は都市と農村の交流への取組も強化・追求していく。

(イ) 林業

林業活動について、森林の持つ木材生産機能、自然環境の保全、水資源の涵養、保健・休養、土砂崩壊の防止等の多面的機能を発揮させることにより、市民生活に大きく寄与することから、間伐・下刈り等の森林を良好な状態に保全するための対策を講ずる。また、経営・管理が行われていない人工林については、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進する。松くい虫等森林病虫害対策としては、森林組合等と協同して薬剤散布、伐倒駆除など徹底的な駆除に努める。併せて、基盤施設としての林道の適切な維持管理・補修による経営の合理化を図るとともに、森林組合等の関係団体と連携し、担い手の育成・確保に努める。

(ウ) 水産業

水産業の振興に当たり、海面漁業について、まだい、ひらめ、くるまえば等々の種苗の放流事業を最も効果的な放流時期に実施し、放流場所周辺では、放流直後の種苗の採捕を規制するなどの対策を講ずる。

まだい、くるまえばの養殖等の海面養殖については、赤潮、ウイルス等の発生による被害を抑制するため、漁業協同組合等の関係団体と生産者が一体となって、必要な対策を講ずる。

また、当市は、漁業協同組合と連携して、後継者の育成・確保に努めるとともに、高鮮度・高品質を追求した水産物の商品化及びブランド化を推進する。

イ 漁港施設

漁港施設の整備について、漁港・漁場の一体的な整備を図るため、施設台帳の整備、施設利用計画等の策定又は見直しを行いながら、引き続き水産基盤整備事業を実施する。

また、施設の維持管理については、機能診断をした上で水産物供給基盤機能保全計画及び海岸堤防等老朽化対策（長寿命化計画）を策定し、施設を計画的に補修・更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。

漁港関連施設においても更新時期を迎えている施設が多く、通常の適切な維持管理はもとより、予防保全及び長寿命化の考えのもと、それぞれの施設に対し必要な時期に適切なメニューで改修を実施する。

ウ 地場産業の振興

地場産業の振興に当たり、当市は、民間事業者が行う設備投資等に対し、その投資額及び雇用人数に応じた支援を行うとともに、民間事業者に対し、上天草市中小企業・商工業設備投資資金利子補給補助金制度等を活用した設備投資を促進する。また、国や熊本県、中小企業基盤整備機構、ジェトロ等が実施する支援制度に関する情報収集・発信を行い、側面からも民間事業者を支援する。

当市は、新規船員の確保・育成を目的に設立した上天草市海運業次世代人材育成推進協議会の活動及び海運振興のための5つの補助事業を継続し、安定的な船員の確保により海運業の振興を図っていく。これと併せて、海運業に関する情報について宣伝・広報を強化し、担い手の確保に努める。

また、行政や農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の経済団体で構成された上天草市農林水産物ブランド推進協議会が市内民間事業者に助言等の支援を行い、当市独自のブランド認証制度の審査を経ることで、高品質・高水準の商品開発を支援する。

販売においては、市内民間事業者と協働して都市圏での展示会、販売会などに積極的に出展し、販路開拓等を行う。このため、市内民間事業者の営業力や企画力等のスキルアップのための研修等を実施する。

当市は、このように市内民間事業者の側面支援を行うとともに、民間事業者のスキルを向上させることで、6次産業化を推進し、将来的には民間事業者独自で加工品開発から販路拡大を行い、収益増加による経済的な自立につなげていく。

市物産館では、計画的に施設の維持補修を実施しつつ、市外飲食店等への産品出荷を積極的に行い、商社機能を強化する。また、一次産品の販売物確保を目的に出荷者団体への技術支援等を行い、併せて販売スペースの陳列方法等についても購買意欲を高めるための見せ方などを工夫しながら、商品の販売拡充を促進する。

また、市物産館が立地する宮津地区においては、将来的に物産館機能を含めた複数の機能を併せ持った複合施設建設の検討が進んでおり、施設整備・管理・運営について官民が連携するPPP/PFIの導入検討等がなされている。今後、整備に向けた具体的な対応を見込む。

エ 企業誘致対策

地場産業の活性化のため、上天草市誘致企業連絡協議会及び各地の天草郷友会などと情報共有・交換等を行い、地場製造業の振興・企業間協力、大都市圏企業とのビジネスマッチングによる新たな事業創出も視野に入れた取組を進めていく。併せて、市の強みである「食」を活用した食品加工業の企業誘致活動を積極的に推進する。この食品加工業の企業誘致を推進することで、加工・販売の分野を強化し、市全体の産業の底上げを図る。

企業誘致するための場所の確保については、交通アクセスに鑑み、廃校舎の有効活用を視野に入れながら、民有地や耕作放棄地についても情報収集を行い、適地を模索する。

オ 商業

当市は、商業の活性化のため、国・県の奨励制度、無利子融資等の支援に係る情報提供を積極的に行い、平成27年5月に策定した創業支援事業計画に基づき、商工会及び金融機関と連携して、民間事業者の起業・創業の支援として、ビジネスモデルの構築方法、資金調達の方法、具体的な事業計画作成等に関する指導等を行う。また、当市は商工会及び金融機関等と新たに設置した上天草市小規模事業者支援ネットワークと連携した支援を行い、事業の継続・拡大、商工業者の経営基盤強化、スキル向上を図る。加えて、商工会・スタンプ組合等への入会を促進し、商店の弱体化を防ぎ、売上減少の歯止めをかける対策を講ずる。

商業地の基本的なあり方として、安全性、快適性及び利便性がある。そのため、当市は、市内各商店街と連携した街路灯や花壇等の環境整備への支援を引き続き行う。

そのほか、中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業も増加傾向にあり、今後の設備投資などを推進する。

また、消費者保護のため、苦情相談体制の充実を図る。

カ 情報通信産業

ICTの向上や情報インフラの拡充により、過疎地域においても情報通信産業のオフィス設置が可能となり、全国的にもサテライトオフィスを設置する企業が増加傾向にある。そのような中、当市においてもワーケーションの促進やサテライトオフィス誘致の可能性を探りながら、情報通信産業の振興を推進する。

キ 観光又はレクリエーション

山や海などの恵まれた自然環境を活かした取組を推進するとともに、地域の歴史、文化、食等を活用するなど、地域の特性を最大限に活用した観光地づくりを進めていく。特に姫戸地区、龍ヶ岳地区への集客コンテンツの検討を進める。

具体的には、トレッキングやサイクリングをはじめとしたアクティビティの充実に加え、新しい体験型観光の開発を進め、観光客の増加を図り、地域の活性化による経済振興に資する取組を行う。

また、公共交通機関（航空機、九州新幹線）の充実により、観光業におけるマーケットエリアが拡大しているため、関東・関西の大都市圏を含めたより広域な市場への情報発信やプロモーション活動、当市の観光イメージを定着させるためのブランディングを積極的に展開していく。

さらには、多様化するニーズへの対策として、観光素材の磨き上げや受入体制の整備、観光施設の整備・改修などを行うとともに、天草四郎観光協会や民間企業等と連携した取組により、観光産業を基軸とした産業の振興を図る。

インバウンドの対応については、台湾を中心とした東アジア地域へのプロモーション活動を継続して行うとともに、施設やPRツールの多言語化等受入体制を強化し、インバウンド誘致に向けたプロモーションを集中して実施する。

ク その他

港湾施設について、人の流れ及び物流に重要な役割を担っていることから、港湾整備を行い、港としての機能を充実させることで、利便性及び経済性の向上を図る。

また、施設の老朽化が著しく進行しているため、港湾法及び関係法令、ガイドライン等に基づき、施設点検を実施した上で維持管理計画を策定、更新し、その計画に基づき計画的に施設の維持補修及び更新を実施していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、維持管理コストの平準化・縮減を図る。

海岸保全施設についても、港湾施設と同様に施設の老朽化が著しく進行しているため、海岸法及び関係法令、マニュアル等に基づき、施設点検を実施した上で長寿命化計画を策定、更新し、その計画に基づき計画的に施設の維持補修及び更新を実施していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、維持管理コストの平準化・縮減を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|----------------------------------|------|-----|
| 2 産業の 振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 農業 | 農業用施設維持管理事業 | 上天草市 | |
| | | 土地改良施設維持管理適正化事業 | 上天草市 | |
| | | 広崎排水機場県営かんがい排水事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | | 教良木地区県営かんがい排水事業（県営教良木地区水利施設整備事業） | 熊本県 | 負担金 |
| | | 荒木浜第1排水機場県営かんがい排水負担金事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | | 京の島地区排水整備事業 | 上天草市 | |
| | | 京の島地区県営経営体育成基盤整備事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | | 阿村排水機場県営かんがい排水事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | | 荒木浜揚水機場整備事業 | 上天草市 | |
| | | 農道橋保全対策事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | | 農道橋保全対策事業 | 上天草市 | |

| | | | |
|-------------|----------------------|------|-----|
| | 蔵々地区排水整備事業 | 上天草市 | |
| | 大維農道改良事業 | 上天草市 | |
| | 農道維持事業（維持・舗装） | 上天草市 | |
| | 農地海岸長寿命化計画策定事業 | 上天草市 | |
| | 農業用ため池防災工事等事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | ため池防災対策情報整備事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | 天草海岸地区老朽化対策事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | 合津排水機場県営更新事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | 農業水利施設維持整備事業 | 上天草市 | |
| | 林道維持整備事業 | 上天草市 | |
| | 西新田排水機場更新事業 | 上天草市 | |
| | 大矢野川冠水対策事業 | 上天草市 | |
| | 単県治山事業 | 上天草市 | |
| | 排水機場修繕業務 | 上天草市 | |
| | 団体営農業農村整備事業 | 上天草市 | |
| | 今泉地区多目的集会施設改修事業 | 上天草市 | |
| | 星平地区多目的集会所解体事業 | 上天草市 | |
| | 内野河内コミュニティーセンター改修事業 | 上天草市 | |
| | 合津東地区多目的集会所改修事業 | 上天草市 | |
| (2) 漁港施設 | 県管理漁港整備事業（県工事負担金） | 熊本県 | 負担金 |
| | 水産物供給基盤機能保全事業 | 上天草市 | |
| | 水産物供給基盤機能保全事業（単独事業） | 上天草市 | |
| | 漁港施設耐震対策事業 | 上天草市 | |
| | 漁港施設等維持管理事業 | 上天草市 | |
| | 海岸堤防等老朽化対策緊急事業（漁港海岸） | 上天草市 | |
| | 海岸メンテナンス事業（漁港海岸） | 上天草市 | |
| | 海岸保全施設整備事業（漁港海岸） | 上天草市 | |
| | 漁港浚渫事業 | 上天草市 | |
| (4) 地場産業の振興 | | | |

| | | | |
|-------------------|---|------|-----|
| 生産施設 | 工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進） | 上天草市 | 奨励金 |
| 加工施設 | 工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進） | 上天草市 | 奨励金 |
| | 商工振興対策事業（旧大道中改修事業） | 上天草市 | |
| 流通販売施設 | 工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進） | 上天草市 | 奨励金 |
| | 物産館さんぱーる改修事業 | 上天草市 | |
| （５）企業誘致 | 工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進） | 上天草市 | 奨励金 |
| （６）起業の促進 | 商工振興対策事業（中小企業空き店舗等家賃補助金、雇用促進住居手当補助金） | 上天草市 | 補助金 |
| （７）商業 | | | |
| その他 | 農林水産物販路拡大事業 | 上天草市 | 補助金 |
| | ６次産業化推進事業 | 上天草市 | 補助金 |
| | 商工振興対策事業 | 上天草市 | 補助金 |
| （９）観光又はレクリエーション | 宮津地区開発調査検討事業 | 上天草市 | |
| | 白嶽森林公園整備事業 | 上天草市 | |
| | バンガロー補修事業 | 上天草市 | |
| | 大型望遠鏡改修事業 | 上天草市 | |
| | ジップラインワイヤー改修事業 | 上天草市 | |
| （１０）過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 第１次産業 | 水産物供給基盤機能保全施設定期点検（見直し）事業 （施設を適切に管理するため、定期点検をした上で水産物供給基盤機能保全計画を策定し、施設を計画的に補修・更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。） | 上天草市 | |
| | 営農促進対策事業 （農業経営の効率化及び安定化を図るため、市認定農業者に対し、農業用機械・ | 受益者 | 補助金 |

| | | |
|--|------|-----|
| 農業用施設等の整備を実施することで、魅力ある農業経営の実現を図る。) | | |
| 単独耕地事業 (農業者の農業生産に係る農業基盤の課題対応の取組に対し、整備促進のため補助を行い、農業生産の向上を図る。) | 受益者 | 補助金 |
| 松くい虫防除(地上散布)事業 (松くい虫による枯れ松被害に対処するため、松の木に直接薬剤を散布することで、松林保全を図る。) | 上天草市 | |
| 松くい虫伐倒駆除事業 (枯れ松の被害拡大に対処するため、枯れ松を伐採・薬剤散布することで、松林保全を図る。) | 上天草市 | |
| 特定森林再生事業(衛生伐) (枯れ松の被害拡大に対処するため、枯れ松を伐採・薬剤散布することで、松林保全を図る。) | 上天草市 | |
| 森林整備地域活動支援交付金事業 (森林の多面的機能を発揮させるために森林施業の集約化や活動に必要な経費を支援することで、森林所有者等による森林整備を促進させる。) | 上天草市 | |
| 森林環境保全整備事業 (森林経営計画の作成者等が実施する人口造林や間伐等の森林施業を支援し、森林資源を活用した持続的な森林経営の実現を図る。) | 上天草市 | |
| くまもと間伐材利活用推進事業 (間伐材の流通経費の助成や県産材を使った製品の導入支援等を行い、森林整備と林業の活性化及び県産材の利用促進を図る。) | 上天草市 | |
| 間伐等森林整備促進対策事業 (森林整備に対する補助金交付を実施し、森林の健全な育成や公益的機能の発 | 上天草市 | |

| | | | |
|-----------|--|------|-----|
| | 揮、地球温暖化対策としての森林吸収量の向上を図る。) | | |
| | 有害鳥獣駆除事業 (農作物や生活環境への被害に対処するため、有害鳥獣の捕獲・駆除することで、被害の防止及び軽減を図る。) | 上天草市 | |
| | 市有林間伐事業 (森林の持つ多面的機能を発揮させ災害発生の原因を抑制するため、間伐事業を実施することで、木材の生産機能の維持増進を図る。) | 上天草市 | |
| | 森林山村多面的機能発揮対策事業 (高齢化等で森林との関わりが希薄になったことによる山林の荒廃を防止ため、森林の保全活動の取組を行う活動組織の支援を行うことで、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。) | 協議会 | 負担金 |
| 商工業・6次産業化 | 6次産業化推進事業 (市内事業者の経営基盤の強化に対処するため、加工機械の購入補助等を実施することで、事業者及び生産者が新たな加工品等の商品開発を実施することにより、所得の向上及び就業機会の拡大を図る。) | 上天草市 | 補助金 |
| | 農林水産物ブランド化推進事業 (市内事業者の販売促進に係る経費負担やバイヤー等との販路拡大、また付加価値の創出に対処するため、商談会や販売会でのブース出展及び出展に伴う旅費の補助や商品開発支援、また優れた市内産品を「上天草ブランド認証品」としてブランド化することで、持続可能な農林業の振興を図る。) | 各種団体 | |
| 情報通信産業 | 工場等設置奨励事業(企業立地促進及び雇用促進) | 上天草市 | 奨励金 |

| | | | |
|----|--|------|--|
| | (産業振興及び雇用の創出に対処するため、ICTや情報通信技術を活用したワーケーションの促進やサテライトオフィスの誘致を実施することで、新規企業誘致による雇用の増加を図る。) | | |
| 観光 | アウトドア推進事業 (観光客の健康志向と体験型プログラムのニーズに対処するため、アウトドアツーリズムを実施することで、積極的な誘客を図る。) | 上天草市 | |
| | 外国人観光客誘致事業 (コロナ禍以降急激に増加傾向にあるインバウンド需要に対処するため、台湾を中心とする観光プロモーションを実施することで、ターゲット層を絞ったコア層へのイメージ浸透やファン獲得を図る。) | 上天草市 | |
| | 総合観光プロモーション事業 (観光プロモーションと誘客に対処するため、上天草市の観光地としてのブランディング「ナナメ上り上天草」の発信事業を実施することで、上天草市の認知度向上と観光地としてのブランドイメージの向上を図る。) | 上天草市 | |
| | 観光事務総務事業 (観光客増加に対処するため、観光客からの問合せなどに対してきめ細やかな対応を図り、また、自治体連携及び民間事業者等の連携による観光プロモーションを実施することで、交流人口の拡大による経済効果増が期待でき、市民間の交流による地域コミュニティの活性化を図る。) | 上天草市 | |
| | 観光施設維持管理事業 (観光スポットの整備・改善・改修に対処するため、市管理の観光施設の適切な | 上天草市 | |

| | | | |
|------|--|------|-----|
| | 管理・整備を実施することで、施設の効用を最大限に発揮させるとともにサービス向上や施設などの利用者の増加を図る。) | | |
| | 天草四郎ミュージアム管理事務事業 (施設の管理及び誘客に対処するため、運営に係る事務事業やイベント等を実施することで、観光客の増加を図る。) | 上天草市 | |
| | 宮津地区開発調査検討事業 (市内外の集客拠点であり一次産業者の所得確保に寄与するため、宮津地区拠点整備計画のPPP/PFI導入可能性の検討や整備の詳細検討等を実施することで、経済的でより効果的な整備を図る。) | 上天草市 | |
| 企業誘致 | 工場等設置奨励事業(企業立地促進及び雇用促進) (産業振興及び雇用創出に対処するため、市外からの企業誘致を実施することで、新規企業誘致による雇用の増加を図る。) | 上天草市 | 奨励金 |
| その他 | 海運振興対策事業 (内航海運業における船員の不足に対処するため、人材育成を中心とした補助事業や、設備投資に対する利子補給を実施することで、市内海運事業者の経営支援を図る。) | 上天草市 | 補助金 |
| | 上天草港港湾施設定期点検及び維持管理計画更新事業 (施設を適切に管理するため、定期点検をした上で維持管理計画を策定し、施設を計画的に補修・更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。) | 上天草市 | |
| | 上天草港海岸施設定期点検及び長寿命化計画更新事業 | 上天草市 | |

| | | | |
|----------|--|------|-----|
| | (施設を適切に管理するため、定期点検をした上で海岸堤防等老朽化対策(長寿命化計画)を策定し、施設を計画的に補修・更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。) | | |
| | 漁港海岸施設定期点検及び長寿命化計画更新事業 (施設を適切に管理するため、定期点検をした上で海岸堤防等老朽化対策(長寿命化計画)を策定し、施設を計画的に補修・更新していくことで、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮小を図る。) | 上天草市 | |
| | 中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業 (深刻化する人手不足等の経営課題に対処するため、生産性向上や効率化を諮るための設備投資に対する利子補給を実施することで、市内中小事業者の経営の安定化を図る。) | 上天草市 | 補助金 |
| (11) その他 | 社会資本整備総合交付金事業(上天草港改修) | 上天草市 | |
| | 県管理建設海岸保全事業(県工事負担金) | 熊本県 | 負担金 |
| | 県管理港湾事業(県工事負担金) | 熊本県 | 負担金 |
| | 上天草港港湾施設等維持管理事業 | 上天草市 | |
| | 上天草港浚渫事業 | 上天草市 | |
| | 海岸堤防等老朽化対策緊急事業(港湾海岸) | 上天草市 | |
| | 海岸メンテナンス事業(港湾海岸) | 上天草市 | |
| | 海岸保全施設整備事業(港湾海岸) | 上天草市 | |

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

当市の産業施設は、主要幹線道路周辺、港湾エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の産業振興を実現する観点から、対象区域は市内全域となっている。

| 産業振興促進区域 | 業 種 | 計画期間 | 備 考 |
|----------|-----------------------------|-------------------------|-----|
| 上天草市全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

なお、これらに掲げる事業にあたっては、熊本県及び近隣市町村と連携を図りながら進めていく。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

農道を除く土地改良施設については、熊本県が策定した天草管内農業水利施設地域保全計画書(平成25年3月)に基づき、各施設の修繕及び更新等を計画しているところであるが、補助事業の採択要件等の変更に合わせて全体的な見直しが必要となるため、改めて個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

農村漁村における地域コミュニティの活性化を図る合津東多目的集会所や龍ヶ岳漁業者体育センター等の施設は、周辺の類似施設との統廃合について検討を行い、その結果、存続が必要な施設については、維持管理コストの縮減や平準化のため、施設の定期的な点検・診断等を行い、計画的に補修等を行っていく。

観光施設及び公園施設等については、管理に要する費用、利用状況、性能等を総合的に評価し、計画的に施設の整理を進める。将来にわたって使用する施設については、施設利用者の安全性、快適性及び利便性を確保するため、ユニバーサルデザインの充実及び再生可能エネルギーの導入を図るとともに、計画的に更新・改修等を行うことで長寿命化を図り、維持管理コストの縮減及び整備に要する経費負担の平準化を図る。

漁港施設については、水産物供給基盤機能保全事業により機能保全計画を策定し、施設の長寿命化、計画的な維持管理により、維持管理コストの縮減及び平準化を図り、計画的に維持管理を行う。また、漁港の効率的な整備や事業コストの縮減を目的として、利用漁船実績数が50隻以下の小規模漁港の統合等についても検討していく。

4 地域における情報化

【方針】

当市における情報化については、ICT（情報通信技術）を活用して、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI（人工知能）、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの活用により業務効率化を図り、限られた人的資源で行政サービスの更なる向上を目指す。

AIやIoT（モノのインターネット）が急速に普及し社会変革が進む中、当市では人口減少や少子高齢化が加速しており、ICTを中心としたデジタル化を推進することによって、地域コミュニティ、福祉、防災、教育などの課題解決を図り、デジタル化により高度化された行政を推進するとともに、ICTの地域格差を解消していく。

都市部との情報通信環境の格差を解消するため、電気通信事業者等と協力し、光ファイバによる超高速ブロードバンドサービス未提供地域への整備と、ケーブルテレビの提供地域拡大を図っていく。

この情報通信環境の整備に伴い、市民や企業等において高度なICTの活用が可能となることから、市民向けメディアリテラシー講習会等を通じて市民のICTを活用する能力（メディアリテラシー）の向上を図っていく。

また、当市において、市民等への情報伝達手段の一つとして、今後も防災行政無線を活用していく。

（1）現況と問題点

当市における情報通信環境の整備について、平成20年3月にブロードバンドサービス環境の整備のため電気通信事業者に補助し、市内全域にADSL環境の整備を実施した。しかしながら、ADSL特有の距離による提供範囲の限界や通信速度の問題、き線点RT收容方式により利用不可能な世帯が存在し、都市部との情報通信格差が顕在化していた。そのため、平成22年に市内の公共施設間の情報ネットワーク網の整備及び市民向けのブロードバンド環境の一層の充実を図り、将来の情報通信環境の整備を推進するための方向性を「地域公共ネットワーク構築モデル仕様調査報告書」として取りまとめ、平成24年3月に電気通信事業者とその整備に向けた合意書を締結した。

市庁舎や公民館等の公共施設間で構築していたイントラネット（0.5メガビット～100メガビット）に、小中学校等の拠点を追加し、電気通信事

業者の提供による光回線を利用して100メガビットから1ギガビットの安定した通信速度を確保した「地域公共ネットワーク」として再構築を行った。

また、上記合意書に基づき電気通信事業者において、光ファイバによる超高速ブロードバンドサービス及びケーブルテレビのサービスが開始された。

しかし、市内の一部地域においては、超高速ブロードバンドサービス等が利用できない状況であることから、電気通信事業者等と協力し、更なる整備の推進を図る必要がある。

情報通信環境の整備に伴い、高度なICT利活用が可能となることから、本市においては、マイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化などICTを活用したサービスの拡充を図り、利用者である市民がICT機器やインターネット等を便利かつ安全に利活用できるよう、メディアの特性を十分に理解し、活用する能力（メディアリテラシー）の向上を図っていく必要がある。

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、既に地域社会や生産活動、行政などの様々な場面で、人手不足、担い手不足、買い物難民などの問題が顕在化しており、このような状況下において行政サービスを維持していくためには、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげていくことが求められている。

当市の防災行政無線について、市内に親局（1局）、中継局（6局）、再送信局（7局）、屋外子局（129局）を整備しており、各世帯には戸別受信機を配備し、行政情報及び防災情報などを提供している。また、全国瞬時警報や地震速報等と連動しており、防災上、必要不可欠な施設となっているので、施設を維持していく必要がある。

テレビの難視聴分野では、山間地等の地理的条件により電波を受信できない地域があり、共同受信施設やケーブルテレビによる視聴を行っている。共同受信施設により視聴を行っている世帯については、施設の老朽化対策が課題となっている。

（2）その対策

光ファイバ網による地域公共ネットワークを活用し、市民が行政、防災、観光、教育等あらゆる情報をいつでもどこでも入手できるように環境整備を図る。

市内における超高速ブロードバンド環境の整備については、サービス未提供地域が残っていることから、国や県の施策を活用しつつ、電気通信事業者

と協力しながらF T T H網等を順次整備し、市民が超高速ブロードバンド環境におけるI C T利活用ができる環境の拡大を図っていく。

上記の整備により、市民において高度なI C Tの利活用が可能となることから、メディアの特性を十分に理解し、活用する能力(メディアリテラシー)の向上が一層求められるため、関係機関と協力しながら、I C T機器やインターネット等を便利かつ安全に利活用することを目的として、市民向けメディアリテラシー講習会等を開催していく。

自治体情報システムの標準化・共通化やA I・R P A等を利用した業務効率化を推進する。また、統合版アプリを活用した手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進による行政サービスの向上を図る。

防災行政無線には耐用年数があるとともに、経年劣化もあることから、適宜大規模改修や修繕等を行い、施設維持を行っていく。

テレビの難視聴対策として、老朽化した中継局の整備や受信設備の改修等に取り組む団体に対して、必要に応じて財政的支援を行い、安定した受信環境の確保を推進する。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|------------------------------|--|------|-----|
| 3 地域に おける情報 化 | (1) 電気通信 施設等情報化の ための施設 | | | |
| | 防災行政用無 線施設 | 防災行政無線整備事業 | 上天草市 | |
| | (2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | デジタル技術 活用 | 電子申請可能業務の拡大 (時間や場所にとらわれず、いつでも申 請手続できるようにするため、行政手続 のオンライン化を実施することで、住民 の利便性向上及び行政運営の簡素化を 図る。) | 上天草市 | |
| | | テレビ共同受信施設改修整備事業 | 上天草市 | 補助金 |

| | | | |
|-----|---|------|--|
| | <p>(地理的条件により電波を受信できず、共同受信施設やケーブルテレビによる視聴を行っている山間地等において、施設の老朽化に対処するため、老朽化した共同受信施設の改修への支援を実施することで、テレビ視聴環境の維持を図る。)</p> | | |
| | <p>デジタル技術を活用した業務の拡大 (近年、深刻化する少子高齢化及び人口減少等に起因する職員数の減少等に対応するため、デジタル技術を活用した業務の効率化等を実施し、持続可能な行政運営体制の構築を図る。)</p> | 上天草市 | |
| その他 | <p>市民向けメディアリテラシー講習会 (情報を正しく見極め、安心してデジタル社会を生き抜く力を育むため、市民向けの講習会を開催することで、市民の情報判断力向上を図る。)</p> | 上天草市 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

【方針】

当市は、市民生活や経済活動において、陸上交通に依存しているものの、陸上交通における基盤整備はまだ不十分である。特に、天草五橋の気象状況や災害の発生などにより不通となれば、当市の市民生活や経済活動に多大な影響を与えるおそれがある。

また、交通施設の整備は、当市の市民生活や経済活動を始め定住の促進や地域間交流の促進など、地域づくりの基盤として欠かせないものである。このため、安全・安心な人の流れ及び物流の確保のためにも、道路網の整備及び既存道路施設の適切な維持管理・補修を進めていく。

当市の公共交通については、令和5年3月に、市における地域特性や地域公共交通の現状と課題等を踏まえ、市が目指す将来像を実現する上で地域公共交通が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活移動や観光客等の移動を支え、持続可能な地域公共交通を実現するため、「上天草市地域公共交通計画」を策定し、生活交通の効率的な運行に向けて取り組んでおり、引き続き適切な運行を実施していく。そのほか、航路（船舶及び航空機）については、関係事業者と調整・協議しながら、運航の継続に努める。

(1) 現況と問題点

ア 道路

(ア) 市道

当市において、市道は1,356路線あり、幹線道路と集落を結び、生活道路として重要な役割を担っている。しかしながら、それらの道路においては、未舗装や幅員が狭い箇所が点在し、また、歩道や横断歩道等の未整備により、人の流れや物流に支障を来している状況である。道路は、当市の特性を最大限に生かした地域づくりや、市民の暮らしと豊かなまちづくりに必要不可欠なものであり、経済・社会活動を支えるための最も重要な基盤的施設であることから、安全・安心かつ効率性・経済性の高い道路整備が求められる。

また、道路施設の経年劣化等が著しく、道路交通上、危険な箇所が増加している。このため、これらの道路施設の現況調査・点検及び適切な維持管理・補修を行い、道路交通上の安全性を確保する必要がある。

熊本県新広域道路交通計画に構想路線として位置付けてある「八代・天草シーライン」実現の際には、市民の利便性向上のため、既存の国道や県道へ取付道路として新たな市道整備が必要となる。

(イ) 橋りょう

当市の橋りょうは、高度経済成長期にその多くが集中的に整備されており、このうち市道に設置された橋長2メートル以上の橋りょうが306橋、農道に設置された橋りょうが9橋あり、道路ネットワークを構成する重要な構造物となっている。このうち、建設後50年を経過する高齢化橋りょうは全体の83パーセントを占めており、今後多大な費用が見込まれる橋りょうの修繕・架替えに対し、限られた財源の中で効率的に維持管理をしていくために、適切な時期に修繕を行う必要がある。併せて、建設当時の設計基準の見直しを行い、耐震対策及び落橋防止対策等の対応も必要である。

(ウ) 国・県道

当市を縦横断する高規格道路及び国道、県道について、年々整備が行われているものの、まだ十分とはいえない。特に幹線道路となる高規格道路及び国道、県道の利便性の向上は、産業の振興及び生活環境の向上に直結するため、国・県と連携を図りながら事業を推進する。

イ 農道

当市の一定要件農道（幅員4.0メートル以上）の総延長は、27キロメートルであり、農道本来の利用のみならず、生活道路としても利用されていることから、適切な維持管理はもとより、舗装及び道路構造物の老朽化に伴う修繕等の対策が必要である。また、一定要件外の農道については、舗装は完了しているものの、幅員が狭い部分があることから、農作業の機械化及び経営の合理化を進めるため、改良等が必要である。

ウ 林道

当市においては、林業就業者の高齢化に伴い就業者が減少していることから、林道の利用が少なく、林業が衰退してきている。しかしながら、手入れ不足の森林が増加し、林業の衰退に拍車がかかることが懸念されるため、

関係団体等と連携して、担い手の確保・育成のほか、作業効率を高めるため、林道施設の補修、側溝浚渫、草刈り等の維持管理を実施する。

エ 交通の確保

当市の陸上交通については、路線バス及びデマンド型乗合タクシーを運行している。

路線バスについては、移動手段の確保及び利用促進に鑑み、路線・系統の見直し、利用者のニーズを踏まえた運行便数や運行時刻の調整等を行いながら、運行しているところであるが、近年は利用者の減少、燃料費の高止まり等の影響を受け、運行事業者の赤字経営が続き、当市から運行事業者への欠損金に対する補助金が増加しており、課題となっている。

デマンド型乗合タクシーについては、当市の高齢化の進行に伴い多様な需要が見込まれるが、1人での利用が多いため複数人数での利用を促進していくとともに、市民及び運行事業者と共に効率性かつ経済性を鑑み持続可能なあり方を検討していく必要がある。

海上交通について、離島住民の生活の足として運航している離島航路は、燃料費の高騰等により経費が嵩み、運航事業者の経営状況も厳しく、当市は離島航路を確保するため、運航事業者に対し赤字補てんを行っている。島民の人口減少による利用者の減少が見込まれることから、運航事業者の経営状況は依然厳しいものとなることが予想される。

空路交通について、天草地域において唯一の空路である天草エアラインは、天草地域の発展に大きな期待が込められているところだが、経営状況は厳しいものとなっている。地理的な要件もあり当市の利用者は少ないが、地元自治体として当市も航空機体に係る修繕費等の公費支援を行っている。

(2) その対策

ア 道路

(ア) 市道

市道について、主に1級及び2級の路線について拡幅・改良・舗装等を行い、その他の路線については、地域の要望を踏まえ、年次的な計画により整備を行い、市民の利便性の向上を図る。

また、道路交通上の安全施設については、関係機関等との合同点検等の結果を踏まえ、その危険度に鑑み優先順位付けを行い、順次整備を行っていく。

道路施設について、経年劣化が進行し、危険箇所が増加していることから、適切な維持管理・補修等を行いつつ、防災点検等を実施した上で、計画的に対策を講じて道路交通上の安全性を確保する。

加えて、道路の維持管理等に当たっては、路線ごとの基本情報を把握しておくことが必須であるため、道路台帳の整備を行う。

八代・天草シーラインについては、熊本県知事を会長とする県の建設促進協議会や、行政期成会、議員連盟及び民間期成会と連携して早期実現を要望していく。

(イ) 橋りょう

橋りょうについて、老朽化に伴う劣化等が著しいため、点検等を行い、計画的に改修・修繕等を実施し、交通が滞らないよう努める。

また、橋りょうの長さが2メートルを超えるものについては、5年ごとの定期点検が必須であり、定期点検の中で近接目視点検を実施する。

(ウ) 国・県道

熊本天草幹線道路は、熊本都市圏と天草地域との交流、連携の強化を目的に平成3年度から事業推進が図られている。このような中、平成7年に「松島道路」として松島町合津から今泉までの区間の約3キロメートルが整備区間の指定がなされ、平成14年に松島有料道路が最初に開通し、平成9年には「松島有明道路」として松島町今泉から有明町上津浦までの区間の約10キロメートルが整備区間に指定され、平成19年に供用を開始し、また、平成30年5月には、天城橋を含む三角大矢野道路が、さらに、令和5年2月には、天草未来大橋を含む本渡道路が開通し、交通渋滞の緩和に大きな効果を上げている。

さらには、平成31年4月に大矢野道路延長3.4キロメートルにも着手しており、期成会を通じて早期完成を継続して要望していく。

イ 農道

一定要件農道については、国県市道等同様の長中期的な維持管理計画を作成し、維持管理の適正化を図る。農道橋については、農道橋保全計画を作成し、今後多大な費用が見込まれる修繕・架替え等に対応していく。

また、一定要件農道外については、農業機械の大型化等に対応できるよう、農業者に対し、農道整備等に要する経費の一部を補助する単独耕地事業の活用を促進し、農道の拡幅・舗装等を実施する。

ウ 林道

林道については、林道の役目を果たすため、適正な維持管理として草刈りによる見通しの確保やパトロールによる危険箇所（落石、法面崩壊等）の把握、排水施設（側溝や集水柵）の土砂の排除、ガードレール、カーブミラー等の安全施設の点検・補修、老朽化による舗装の補修等を実施する。

また、森林組合等と連携して、担い手の確保・育成に努める。

エ 交通の確保

陸上交通について、路線バスの運行については、上天草市地域公共交通計画に基づき、利便性の向上及び利用促進のため、行政、市民、運行事業者等が一体となって取り組み、利用状況等に応じて運行形態の見直しを行う。デマンド型乗合タクシーについては、運行における効率性かつ経済性に鑑み、便数、運行時刻、乗降方法等について総合的に検討を行う。

また、今後は従来の公共交通に限らず、交通事業者の参入が難しい地域を対象とした自家用有償旅客運送や、環境の負荷が少なく従来の公共交通を補完するグリーンスローモビリティの導入等、地域の実情に応じた持続可能である新たな地域公共交通について検討を行う。

海上交通について、離島航路は島民にとって生活及び経済活動における生命線であることから、安定的な移動手段の確保のため、今後も運航事業者に対する支援を継続する。

また、運航事業者の経営改善に向けて、運航事業者と協議・調整をしながら、離島航路の確保に努めていく。

空路交通について、天草空港の利用促進に当たり、航空機の修繕等への支援を行うことで空路の維持に協力する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------------------|--------------|---------------------|----------------------------|------|-----|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1) 市町村道 | | | | |
| | 道路 | 亀の迫江後線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 高戸樋島線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 馬建青年の家1号線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 千場線（旧避病院線）道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 船江白涛線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 雀島1号線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 大桜蔵々線（旧蔵々下山線）道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 満越江後線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 環状北線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 環状西2号線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 環状西1号線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 阿村横道古羽根線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | ひかりの園線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 浦山西目1号線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 北前島線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 合津西の浦1号線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 本口1号線道路改良事業 | 上天草市 | | |
| | | 本口白間線道路改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 市道維持・舗装工事 | 上天草市 | | |
| | | 市道改良工事 | 上天草市 | | |
| | | 市道防災工事 | 上天草市 | | |
| | | 市道トンネル補修工事 | 上天草市 | | |
| | | 橋りょう | 橋りょう維持補修事業（補強・補修） | 上天草市 | |
| | | | 橋りょう修繕補助事業（補強・補修） | 上天草市 | |
| | | | 樋島大橋修繕代行事業 | 国 | 負担金 |
| | | その他 | 交通安全施設整備事業（カーブミラー、ガードパイプ外） | 上天草市 | |
| | | | 上天草市通学路等交通安全対策 | 上天草市 | |

| | | | |
|---------------------------|--|--------------|-----|
| | 自転車通行空間整備事業 | 上天草市 | |
| | 江後地区水路整備事業 | 上天草市 | |
| | 国・県道改良事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | 国・県道路側溝整備事業 | 熊本県 | 負担金 |
| (2) 農道 | 農道橋保全対策事業 | 熊本県 | 負担金 |
| | 大維農道改良事業 | 上天草市 | |
| | 農道維持事業 | 上天草市 | |
| (3) 林道 | 林道維持整備事業 | 上天草市 | |
| (9) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| 公共交通 | 路線バス運行対策事業 (公共交通として路線バスを運行することで、市民の移動手段の確保を図る。) | 民間 | |
| | 離島航路維持事業 (湯島住民にとって生活及び経済活動における生命線である離島航路を安定的に運航することで、島民の移動手段の確保を図る。) | 民間 | |
| | 空路交通維持事業 (天草地域において唯一の空路を確保するため、経営安定化への支援を行うことで、空路の維持及び利用促進を図る。) | 民間 | |
| | 乗合タクシー運行事業 (公共交通空白地域及び路線バスの乗車率が非常に低い地域に対処するため、乗合タクシーを運行することで、移動手段の確保を図る。) | 民間 | |
| | 自家用有償旅客運送事業 (交通空白地及び交通サービスが限られる時間帯を補完するため、自家用有償旅客運送を実施し、市民の移動手段の確保を図る。) | 上天草市 又は民間 | |
| その他 | 橋りょう点検事業 | 上天草市 | |

| | | | | |
|--|--|--|------|--|
| | | (安全・安心な人の流れ及び物流の確保のため、定期的な橋りょうの点検を実施することで、交通が滞らないよう努める。) | | |
| | | 道路防災点検事業 (安全・安心な人の流れ及び物流の確保のため、道路の防災点検を実施することで、交通が滞らないよう努める。) | 上天草市 | |
| | | 道路トンネル点検事業 (安全・安心な人の流れ及び物流の確保のため、道路トンネルの点検を実施することで、交通が滞らないよう努める。) | 上天草市 | |
| | | 上天草市橋梁長寿命化修繕計画策定事業 (安全・安心な人の流れ及び物流の確保のため、長寿命化修繕計画を作成することで、計画的に改修・修繕等を実施し、交通が滞らないよう努める。) | 上天草市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

市道については、定期的に点検・診断等を実施し、適切な維持管理方法を検討するとともに、計画的に更新・改修等を行うことで施設の長寿命化を図る。

市道橋についても、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、計画的に更新・改修等を行うことで施設の長寿命化を図る。

農道については、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、農村振興局が策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

林道については、市道と同様、定期的に点検・診断等を実施し、林野庁が策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別計画を策定した上で、計画的に更新を行っていく。

6 生活環境の整備

【方針】

市民が安全・安心かつ健康的に暮らすためには、空気や水などが健全な状態であることが必須であり、常に地域が清潔に保たれる生活環境を創出するため、環境汚染の監視・抑制、生活排水対策の推進、健全な水循環の確保、地下水の保全、環境美化の推進、環境と調和した生活空間の整備・確保等を図る。

上水道については、水道施設及び既設水源の適正な管理、節水の促進に努めるとともに、水資源の有効利用を図る。

水道施設の点検、更新等を実施し、有収率を向上させることで安全・安心で安定的な水の供給を図る。

当市の令和5年度末の汚水処理人口普及率は60.4パーセントとなっており、全国平均93.3パーセント、熊本県平均89.9パーセントと比較すると、極めて低い。このため、熊本県と連携して策定する「くまもと生活排水処理構想」に基づき、効率的な手法による未普及対策の早期概成及び持続可能な施設運営の実現を目指し、衛生的な生活環境を確保するとともに、海や河川の水質保全を図る。

ごみ処理については、適正な分別収集を徹底するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、循環型社会の構築を目指す。ごみ処理施設については、天草広域連合による広域処理計画を推進する。

し尿処理については、上天草衛生施設組合と連携し、既存施設の維持管理を行うとともに、運搬方法等の見直しを行い、処理の効率化を図る。

火葬場については、人口の高齢化に伴う火葬需要の増加が見込まれるため、安定した火葬業務が行えるよう、施設の維持管理に努める。

消防施設について、迅速な消火活動のため、消防団員の確保はもとより、計画的に消防施設及び消防資機材等（格納庫、積載車、小型ポンプ等）を導入・更新していく。また、消防水利が不足する地域には、計画的に消火栓等の整備を図る。

市営住宅については、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の効率的かつ円滑な更新を実現するため、定期的な点検を実施し、維持管理に努め、長寿命化を推進していく。

老朽危険空家（老朽化し、危険な状態にある空家をいう。以下同じ。）については、上天草市空家等対策計画に基づき、所有者に対して除却を促し、周辺地域へ及ぼしている悪影響を解消し、生活環境の保全を図る。

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

上水道

当市の上水道について、松島地区においては、教良木川及び教良木ダムを水源としており、倉江浄水場・阿村浄水場により日量約2,000トン进行浄水し、配水している。また、大矢野地区、姫戸地区及び龍ヶ岳地区においては、水源となる河川等がないことから、八代生活環境事務組合から日量約1,500トン、上天草・宇城水道企業团から約4,500トン受水している。

令和7年3月末現在の当市の給水人口は21,928人で、普及率は94.08パーセントである。

年間総配水量は275万923トン、一日平均配水量は7,536トンで、年間の有収率は79.29パーセントとなっている。

当市の離島である湯島においては、水源を表流水や地下水に頼っていることから、渇水期の水量不足が懸念されるため、新たな水源の確保や海底送水管の新規布設など対策が必要である。

イ 下水道処理施設

(ア) 公共下水道

当市の公共下水道は、松島町阿村地区及び合津地区の一部において、下水道の整備(処理面積188ヘクタール、計画人口3,300人)を行い、公共水域の保全、生活環境の向上及び地域の衛生管理に努めているところである。

下水道施設については、平成4年の供用開始から33年が経過していることから、施設の老朽化対策や改築・更新を行い、機能を維持していく必要がある。

また、更なる生活環境の向上のため、整備区域において、下水道への加入を促進する必要がある。

(イ) その他

当市では、公共下水道及びコミュニティプラントによる処理区域以外の地域においては、これまで居住用住宅の合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付することで、合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図っている。しかしながら、単独処理浄化槽やくみ取り便所の世帯をみると、高齢者世帯が多く、また、設置に要する経費が高額であることから、合併処理浄化槽への切替えがなかなか進まない現状がある。

今後も、引き続き補助金の交付により、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、コミュニティプラント施設の老朽化対策が必要である。

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設

ごみ処理事業は、収集運搬を市の委託業者（家庭系一般廃棄物）及び許可業者（事業系一般廃棄物及び臨時に出る多量の家庭ごみの収集運搬）で行い、中間処理を天草広域連合及び許可業者、最終処分を天草広域連合で行っている。

市内から排出される一般廃棄物の量は、人口の減少に伴い、微減傾向にあるが、一人当たりの排出量は増加傾向にある。持続可能な循環型社会の構築を図り、ごみ処理に係る事業費を削減するためにも引き続きごみ減量化・資源化を推進する必要がある。

また、ごみ処理施設は、老朽化に伴い、新たな施設の整備が進められている。新たな施設の整備については、中継処理施設も含めて、天草広域連合及び構成市町と密に協議・調整を行いながら、事業を進めていく必要がある。

(イ) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥については、処理施設を運営する上天草衛生施設組合が処理を行っている。

処理施設は、天草市有明町にあり、地区ごとに決められた収集運搬業者が、収集運搬・搬入を行っている。し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、し尿は減少しているものの、浄化槽の普及に伴い、汚泥量は増加傾向にある。

し尿処理施設について、老朽化が著しい下貫地区、船江地区及び湯島地区にある中間貯留槽の長寿命化を目指した計画を策定する必要がある。

エ 火葬場

当市の火葬場は、昭和58年4月に旧大矢野町と旧松島町の共立斎場として建立され、平成6年3月に3号炉を増設、収骨室の増築や待合室内などの改修及び火葬機器の取換えなどを行っているが、経年劣化により施設の老朽化が進行しているため、平成24年3月に上天草市立斎場長期基本計画を策定し、計画に基づき令和元年度に大規模改修を実施した。今後も引き続き定期的な修繕やメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る必要がある。

オ 消防施設

当市の消防体制は、天草広域連合による常備消防と上天草市消防団の非常備消防により成り立っており、前者において、本市には天草広域連合北消防署、松島分署、東天草分署の1署2分署が設置されており、後者においては、格納庫が59棟、積載車等が60台配置され、常備消防と非常備消防が連携し任務に当たっている。

消防水利については、防火水槽が286基、消火栓が264基整備されているが、その充足率は地域によってばらつきがある。

カ 公営住宅

本市は、現在277戸の市営住宅を管理し、低額所得者の居住の確保に努めている。多くの市営住宅は、昭和40年代に建設されており、老朽化に伴う建物の劣化等が著しい。

このため、施設の劣化状況、耐震性等を踏まえ、改修等を行う上での効率性及び経済性を考慮しながら、施設の長寿命化を目指した計画的な改修・修繕等を行う必要がある。

また、高齢の入居者が多いことから、バリアフリー化に配慮し、高齢者や障がい者が安心かつ快適に生活できる住環境の整備が求められる。

キ 老朽危険空家

本市は、実態調査の結果、1,891戸の空家が確認された。このうち、倒壊や建築材の飛散など危険性が高いと判定された建物が344戸、当面の危険性はないが、損傷が激しいと判定された建物が423戸となってい

る。これらは現時点で、適切な維持管理がなされていない建物の可能性が高く、このまま適切な管理が行われず放置された場合、倒壊のおそれなど、周囲に影響を及ぼすことが高いと予想される。

このため、老朽危険空家の管理責任が所有者にあることを踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組を行う必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

上水道

水道施設の耐震化や老朽管の耐震管への布設替えや水道施設の更新等を行い安定的な水の供給を図る。また、漏水防止に努めることで有収率を高め、安全・安心な水を安定的に供給することで持続可能な経営に努める。

水源を表流水や地下水に頼っている湯島地区においては、渇水期における水量を確保するため、新たな水源の確保や、海底送水管の布設などの対策について検討を行う。

漏水防止に努めることで有収率を高め、安全・安心な水の安定供給を図る。

イ 下水道処理施設

(ア) 公共下水道

当市では、熊本県の「くまもと生活排水処理構想」に基づき、効率的かつ経済的に污水处理施設の整備・運営管理を実施していくための污水处理施設整備構想を策定することとしている。

当市は、この污水处理施設整備構想に基づき、経営状況及び既存施設の改築費用等を踏まえ、効率的な手法を模索しながら、施設の更新・改修等を行うとともに、持続可能な経営管理を行っていく。

併せて、下水道への加入促進を図り、生活環境の向上を図る。

(イ) その他

当市は、汚水処理施設整備構想に基づき、汚水処理施設の未整備区域についても、効率的な手法による未普及対策の早期整備を行いながら、社会情勢又は地域の状況の変化等に応じて、適宜、構想の見直しを行うとともに、その対策を講ずる。

また、単独処理浄化槽やくみ取り便所の合併処理浄化槽への切替えについて、市広報紙等により周知に努め、引き続き補助金の交付による合併処理浄化槽の設置を促進する。コミュニティプラント施設については、適正な維持管理・補修等を行い、施設の延命化を図る。

加えて、地域の貴重な財産である美しい河川・海の環境を守るため、環境教育を通じて市民の環境に対する理解を深め、環境意識の高揚を図る。

ウ 廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設

新たな処理施設の整備については、効率的なごみ処理を可能とする施設整備を目指し、中継処理施設も含めて、天草広域連合及び構成市町と密に協議・調整を行う。

また、ごみの減量化及び資源化の推進については、生ごみ処理機器に対する購入費の補助、堆肥化の推進、レジ袋の削減等の取組を推進するとともに、市内全域で実施している分別収集への市民の理解と協力を促進する。

(イ) し尿処理施設

老朽化が進行しているし尿処理施設については、定期的な清掃やメンテナンスを行い、必要に応じ補修又は更新を行う。

また、老朽化が著しい下貫地区、船江地区及び湯島地区にある中間貯留槽については、定期的な清掃とメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図るとともに、より効率的な運搬方法の検討を行う。

エ 火葬場

当市の火葬場は、令和元年度に大規模改修を実施し、上天草市公共施設等総合管理計画での改築予定である2038年まで施設の維持管理と長寿命化を図る。

また、令和6年度からの運営については、効率的かつ経済的な管理・運営を行うため指定管理者制度を導入し、火葬業務の効率性及び経済性の向上を図っている。

オ 消防施設

当市は、消防需要に対応するため、常備消防としては、天草広域連合を通じて、現有する消防設備・機材の更新等を行いつつ、非常備消防としては、格納庫の建替えや消防資機材等を更新し、施設の機能強化及び消防力の向上を図る。

消防水利については、不足する地域には計画的に消火栓等を整備していく。

カ 公営住宅

当市は、市営住宅の老朽化対策が急務であるため、国の公営住宅等ストック総合改善事業等を活用し、計画的に予防・保全的な修繕、耐震・耐久性向上のための改修等を推進する。

また、バリアフリー化を推進し、市営住宅の質の向上に努める。

キ 老朽危険空家

当市は、老朽危険空家の対策が急務であるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、所有者に対して老朽危険空家の除却を促す等、緊急性や公益性等を総合的に判断しながら施策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-----------------|------------|-----|
| 5 生活環 境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 上水道 | 建設改良事業 | 上天草市 | |
| | (2) 下水処理 施設 | | | |
| | 公共下水道 | 特定環境保全公共下水道事業 | 上天草市 | |
| | その他 | コミュニティプラント管理事業 | 上天草市 | |
| | | 浄化槽設置助成事業 | 上天草市 | 補助金 |
| | | 生活排水路整備事業 | 上天草市 | |
| | (3) 廃棄物処 理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | 天草広域連合衛生運営管理費 | 広域連合 | 負担金 |
| | | 新ごみ処理施設整備事業 | 広域連合 | 負担金 |
| | し尿処理施設 | 上天草市衛生施設組合運営管理費 | 一部事務 組合 | 負担金 |
| | | し尿処理事務事業 | 上天草市 | |
| | (4) 火葬場 | 斎場維持管理事業 | 上天草市 | |
| | (5) 消防施設 | 消防小型ポンプ購入事業 | 上天草市 | |
| | | 消防小型ポンプ積載車購入事業 | 上天草市 | |
| | | 消防格納庫建設事業 | 上天草市 | |
| | | 消防消火栓設置事業 | 上天草市 | |
| 天草広域連合消防費負担金 | | 広域連合 | 負担金 | |
| (6) 公営住宅 | 公営住宅等ストック総合改善事業 | 上天草市 | | |
| (8) その他 | 上天草市老朽危険空家等除却促進事業 | 上天草市 | 補助金 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設について、施設の利用状況及び維持管理コストに鑑み、規模の見直しや管理・運営の合理化に取り組む。また、施設の長寿命化計画を策定し、計画的に更新・改修等を行うことにより、整備に要する経費負担の平準化を図る。

下水道施設について、特定環境保全公共下水道事業及び污水处理施設整備構想に基づく整備を進めていくとともに、計画的に更新・改修等を行い、整備に要する経費負担の平準化を図る。また、経営改善のため、下水道への加入を促進するとともに、施設の適切な維持管理により有収率の向上を図る。

ごみ処理施設については、中継処理施設も含めて、天草広域連合及び構成市町と協議・調整し、施設の計画的な更新・改修等を行い、施設の長寿命化を図る。また、ごみ収集所については、定期的に点検・調査を実施しつつ、計画的に修繕を進め、適切な維持管理を行っていく。

し尿処理施設については、上天草衛生施設組合及び天草市と協議・調整し、施設の計画的な更新・改修等を行うとともに、中間貯留槽の定期的な清掃とメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る。また、湯島地区バキューム車格納庫については、定期的に点検・調査を実施しつつ、計画的に修繕を進め、適切な維持管理を行っていく。

火葬場について、定期的に点検・調査を実施しつつ、計画的な更新・改修等を行いながら、施設の長寿命化を図る。

消防施設について、地域ごとの充足率のばらつきを解消するため、整備計画に基づき整備を進めていく。また、定期的に点検・診断等を実施し、適正な維持管理を行っていく。

公営住宅について、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、施設の破損・劣化、耐震性等に鑑み、効率的かつ経済的な手法を模索して更新・改修等を行っていく。また、住宅使用料を適正に賦課・徴収し、適切な経営管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【方針】

高齢者福祉について、当市においては、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援を中心とした福祉サービスを充実させることが重要である。

地域福祉について、高齢者は、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ち、「地域社会を支える担い手」として社会参加していくことが肝要である。高齢者世代の割合が4割を超える当市において、地域で社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう、活動の場や機会の確保が必要である。

児童、母子父子福祉について、安心して子どもを産み、育てるための保育施設、子育て支援センター等が連携し、保育サービス、相談支援等を充実させ、ふれあいのある子育て環境づくりを推進する。

障がい福祉について、障がい者が安心して暮らせる福祉環境を維持し、自立した生活が送れるよう、就労や社会参加の機会が広がる施策を推進する。併せて、地域で高齢者や障がい者の見守りや災害時の支援等、福祉から防災に至るまで地域の安全・安心な暮らしを支えるネットワークづくりを推進する。

健康増進について、全てのライフステージにおいて、生活習慣の関心と理解を深め、生涯にわたって健康づくりを推進するため、食・生活習慣の改善を促すとともに、健康診査の充実を図る。

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉施設

老人福祉センター

当市は、老人福祉センターを4施設有しており、施設の運営管理は指定管理者である社会福祉協議会が行っている。

いずれの老人福祉センターにおいても、老朽化に伴い、施設の改修等による維持管理費が増加していることから、施設の配置など、地域間のバラ

ンスを考慮しながら、施設の更新・改修等、統廃合、既存施設の活用を検討する必要がある。

イ 児童福祉施設

近年、少子化が進む中、当市においても児童数は大幅に減少しているものの、各年代において入所率は上昇傾向にある。

当市において、認可保育所は公立が2施設、私立が10施設、認定こども園が3施設あり、保育サービスは充足していることから、今後も引き続き保育サービスの質と量を確保していく必要がある。また、少子化や核家族の進行、地域とのつながりの希薄化等により、家庭における子育て力が低下していることや、育児不安やストレスから児童への虐待につながるケースが懸念されることから、子育て世帯への支援は重要である。

私立保育所及び私立認定こども園については、13施設中6施設が昭和40年代後半から50年代に建設されており、老朽化が著しい施設については、修繕・改築等が必要な時期となっている。

また、私立保育所及び私立認定こども園が運営する放課後児童クラブについては、園舎に併設された施設で実施されており、同様に老朽化が課題となっている。

ウ その他

高齢者福祉について、当市においては、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、また、後期高齢者の割合が増加傾向にあることから、介護給付費の増加が見込まれる。このため、介護給付費の適正化及び介護予防、地域ケア、介護サービスの質の向上を図る必要がある。

地域福祉について、高齢者が地域の社会活動に積極的に参加できるような環境を整備する必要がある。

児童、母子父子福祉について、当市のひとり親家庭は市外への転出等により減少傾向にあり、令和7年4月1日現在、母子世帯166世帯・父子世帯15世帯である。近年、家庭環境の多様化に伴い児童虐待やネグレクト等の養護相談及び育児相談内容が複雑化し、家族の養育能力の再生・強化を目指した家庭への支援が必要となっている。

障がい者福祉について、障がい児・者は、令和7年3月末現在で2,152人（身体障害者手帳所持者1,470人、療育手帳所持者394人、精神保健福祉手帳所持者288人）で、その数は減少しているが、総人口におけ

る障がい児・者の割合は横ばいである。当市では、障がい者本人及び家族の経済的・精神的等の負担軽減を図り、自立と社会参加に向けて就業機会を創出する取組が求められている。

また、地域福祉の担い手として民生委員・児童委員及び社会福祉協議会は、地域社会における助け合いの中心的役割を担っており、特に社会福祉協議会においては、ボランティアリーダーの育成、小地域ネットワークの設立等、地域福祉の推進役として重要な役割を担っている。

さらに、平成21年度から災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等を推進している中、度重なる災害の教訓を踏まえ、実効性の高い個別避難計画の作成が求められており、避難行動要支援者のさらなる避難支援体制の構築が急務となっている。

健康増進について、第3期健康づくり推進計画に基づき、乳幼児から老年期のライフステージにおける健康に関する課題を解決するなど、市民がいつも健康で、生涯にわたり安心して暮らせるよう保健サービスを提供する必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉施設

老人福祉センター

当市は、老人福祉センターについて、計画的な施設の更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図るとともに、施設の統廃合や既存施設の活用など、適正な施設規模及び配置の見直しを行い、高齢者の健康づくりや生きがいつくりの拠点として機能を維持することで、老人福祉の中核施設として活用を図っていく。

イ 児童福祉施設

令和7年3月に策定した「上天草市こども計画(令和7年度～11年度)」に基づき、保育サービスの質と量を確保し、質の高い取組を推進するとともに、仕事と生活のバランスがとれた子育て世代の働きやすい環境、こどもと子育て家庭が安全・安心に生活できる環境を整える。

公立保育所においては、児童の安全・安心な保育環境を整えるために、計画的な改修等施設の維持管理を図っていく。

また、私立保育所、私立認定こども園及び放課後児童クラブについては、幼児教育・保育の充実及び放課後の児童の居場所を継続して確保していくため、緊急性、必要性及び地域のバランスを考慮しながら、国・県の各種補助事業を活用し、計画的な新設及び改築、改修等施設の維持管理に対する補助を行っていく。

ウ その他

高齢者福祉について、日常生活圏域ニーズ調査の実施や、高齢者が在宅や地域での生活を続けるために必要な生活支援サービスについて、地域の特性に応じたサービスを提供できる体制を検討する。

地域福祉について、生活支援コーディネーターの活用等により、高齢者の積極的な社会参加を促進する。地域の元気な高齢者が高齢者を見守り、支え合うまちづくりの支援を行うとともに、若年層のまちづくりへの参画を推進する。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動への積極的な支援を実施するとともに、関係機関と連携して課題解決を図る。

各行政区等で小地域ネットワークを構築し、平常時から高齢者等の見守りを行うとともに、災害時における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成することにより、避難行動要支援者の支援体制を構築する等、福祉から防災、防犯まで地域の安全・安心な暮らしを支える環境づくりの支援を行う。

児童、母子父子福祉について、女性相談支援員（母子父子自立支援員兼任）及び家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら、家庭における適切な児童養育やひとり親家庭への相談、支援を行う。

障がい者福祉について、令和6年3月に策定した「第7期上天草市障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）」及び「第3期上天草市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、障がい児・者に対する障害福祉サービスを提供し、障がい者が地域社会の中で安心して日常生活を送ることができ、社会参加や就業により自立した生活ができるよう支援を行う。

健康増進について、市民の健康づくりのため、市保健センターを拠点とし、心身の基礎づくり支援としての母子保健事業、生き生きとして質の高い日常生活を目指す成人保健事業及び市民が生活習慣の関心と理解を深め生涯にわたって健康増進に努めることができるよう支援する健康増進事業を推進し、全てのライフステージにおいて、健康保持・増進につなげていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---------------------------|---|------|----|
| 6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進 | (1) 児童福祉 施設 | | | |
| | 保育所 | 教良木保育所 | 上天草市 | |
| | | 龍ヶ岳保育所 | 上天草市 | |
| | (3) 高齢者福 祉施設 | | | |
| | 老人福祉セン ター | 社会福祉施設管理事業 | 上天草市 | |
| | (8) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 児童福祉 | 家庭児童相談員事業 (上天草市福祉事務所に家庭児童相 談員を置き、こどもの養育や児童虐待等 の様々な相談に応じることで、すべての こどもが心身ともに健やかに育ち、その 持てる力を最大限に発揮できるように 家庭等を支援し、問題解決を図る。) | 上天草市 | |
| | | 女性相談支援員事業 (要保護女子の発見に努め、相談に応じ るとともに、解決に向けた援助及び指導 を行うことにより、生活困窮、DV等の 問題の早期解決、自立の促進及び女性の 生活向上を図る。) | 上天草市 | |
| | | 延長保育事業 (就労形態の多様化に伴い、保育認定を 受けた児童が、通常の利用日や通常の時 間帯以外の時間において、保育所等で引 き続き保育を実施することで、安心して | 上天草市 | |

| | | |
|---|------|--|
| 子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。) | | |
| 障害児保育事業 (保育の利用を必要とし、かつ障害を有する児童に対し必要な保育を行うことにより、障害児の心身の成長発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障害児の福祉の増進を図る。) | 上天草市 | |
| 病児・病後児保育事業 (保護者が就労している場合等において、病気の回復期にある等の児童を適切な処遇が確保される施設において、一時的に預かることにより、当該児童の保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに児童の健全な育成を図る。) | 上天草市 | |
| 広域利用施設型給付事業 (保護者の労働等の理由により保育の利用を必要とする児童のうち、里帰り出産や勤務地等の理由により他市町村での保育を必要とする者への保育の実施をすることで、当該対象者の養育の負担軽減を図る。) | 上天草市 | |
| 私立保育園施設型給付事業 (保護者の労働等の理由により保育の利用を必要とする児童を保育所等で保育することで、保護者の子育てと仕事等の両立を図り、安心して子育てができる環境を整える。) | 上天草市 | |
| 地域子育て支援拠点事業 (こども同士、親同士が日常的に交流できる場を見出すことが難しくなってきた現在社会において、子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談及び地域の子育て関連の情報提供等を行うことで子育てしやすい環境を醸成する。) | 上天草市 | |
| 地域療育通園事業 | 上天草市 | |

| | | |
|---|------|--|
| <p>(発達障がいのあるこどもが将来困らないように適切な指導訓練の実施、就学がスムーズにできるように関係機関との調整や保護者支援を行い、負担軽減を図る。)</p> | | |
| <p>子育て短期支援事業 (児童の養育が疾病等の社会的な事由により、一時的に困難となった場合に短期的に児童を預かり養育を行うことで、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>地域活動保育事業 (保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(低学年等)に対し、授業終了後に児童の安全等の見守りを行い、こどもの健全な育成を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>放課後児童健全育成事業 (保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>ファミリー・サポートセンター事業 (乳幼児や小学生の児童を有する労働者や主婦等のうち、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者の連絡、調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育てしやすい環境づくりを図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>児童手当支給事業 (児童を養育している保護者等(受給者)に児童の年齢及び受給者の所得に応じて手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。)</p> | 上天草市 | |

| | | |
|---|------|--|
| <p>子ども医療費助成事業 （こどもの医療費の一部負担金を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図る。）</p> | 上天草市 | |
| <p>児童扶養手当支給事業 （ひとり親家庭等の父母及びその父母に監護されている児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために手当を支給し、もって児童の健全育成の促進を図る。）</p> | 上天草市 | |
| <p>ひとり親家庭等医療費助成事業 （ひとり親家庭等の父母及びそのこどもの医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の健康保持に助力し、もって就業による経済的自立と家庭生活の安定を図る。）</p> | 上天草市 | |
| <p>ひとり親家庭等日常生活支援事業 （ひとり親家庭において、病気、就学、冠婚葬祭等の理由により日常生活に支障が生じた場合に、生活援助及び保育の提供を行うことにより、自立促進及び生活の安定を図る。）</p> | 上天草市 | |
| <p>母子家庭自立支援給付金事業 （離婚等により新たにひとり親になった世帯を対象に生活支援を行い、子育て支援を図る。また、ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格及び生活の安定に資する資格を取得する場合において、修業期間中の生計の援助を図る。）</p> | 上天草市 | |
| <p>保育補助者雇上強化事業 （保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の援助を行う者（保育補助者）を雇上げることにより、保育士の業</p> | 上天草市 | |

| | | | |
|-----------|---|------|--|
| | 務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。) | | |
| | 保育体制強化事業 (地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止や児童の園外活動時の安全管理を図る。) | 上天草市 | |
| | 子育て世帯就学・進学応援給付金事業 (少子化対策として、子育て世帯への経済的支援を強化するため、こどもの成長に伴い経済的負担が増加する小中学校入学時の支援として、子育て世帯へ給付金を支給し、経済的負担の軽減及び移住定住の促進を図る。) | 上天草市 | |
| | 妊婦のための支援給付金事業 (「妊婦のための支援給付」及び妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援」の両事業を効果的に組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を図る。) | 上天草市 | |
| | 私立保育所等整備事業 (私立保育所等の新設、改築、修繕等の施設整備の実施に対し、国・市の補助を活用して安全な環境に整備し、保育環境の向上を図る。) | 上天草市 | |
| 高齢者・障害者福祉 | 敬老行事事業 (健康意識の低下や地域との絆の希薄化に対処するため、敬老行事を実施する地区への補助を実施することで、介護給付費及び医療費の抑制を図る。) | 上天草市 | |
| | 在宅高齢者安心生活支援事業 (一人暮らしの高齢者等の緊急時に対処するため、緊急通報装置を活用し、2 | 上天草市 | |

| | | |
|--|------|--|
| 4時間体制で相談対応を実施することで、安心した生活をする事への支援を図る。) | | |
| 住宅改造助成事業（老人） （住み慣れた家での生活を継続する上で、介護負担の増加に対処するため、住宅改修に係る費用の補助を実施することで、安心した生活への支援と介護者の介護負担の軽減を図る。） | 上天草市 | |
| 老人クラブ活動等事業 （高齢者の社会的孤立や生きがいの機会の喪失等に対処するため、上天草市老人クラブ連合会が実施する「高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業」の経費について補助金の交付を実施することで、明るい長寿社会の実現と高齢者の保健福祉の向上及び生きがいと健康づくりの創出を図る。） | 上天草市 | |
| 高齢者等の生活支援事業 （突発的、一時的に居宅での生活が困難な状況に対処するため、老人福祉施設等に宿泊する等の支援を実施することで、高齢者の体調の維持・回復を図る。） | 上天草市 | |
| シルバー人材センター活動等事業 （高齢者の就業を通じた生きがいづくりに対処するため、上天草市シルバー人材センターの活動に対し補助を実施することで、高齢者の就業の機会の増大による福祉の発展を図る。） | 上天草市 | |
| 社会福祉施設管理事業 （高齢者からの相談対応や健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場の確保に対処するため、老人福祉センター等の維持・管理を実施することで、高齢者が安心して暮らせる環境の整備と老人福祉の向上を図る。） | 上天草市 | |

| | | |
|--|------|--|
| <p>障害福祉事業</p> <p>(障害者に係る各協会等に対処するため、各協会等への会議出席又は負担金の負担を実施することで、障害者の福祉の向上を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>身体障害者補装具交付事業</p> <p>(補装具を必要とする障害者手帳等所持者に対処するため、公費による補装具支給を実施することで、安心安全な生活を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>自立支援医療(更生医療・育成医療)給付事業</p> <p>(障害者の特定の疾病に対処するため、更生医療費及び育成医療費の給付を実施することで、障害者の福祉の向上を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>住宅改造助成事業(障害者)</p> <p>(住宅改造を必要とする障害者に対処するため、障害者が居住する住宅の改造を実施することで、安全な住環境にすることを図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>重度心身障害者医療費助成事業</p> <p>(重度心身障害者の疾病の悪化等に対処するため、医療費助成を実施することで、安定的な医療を受けることを図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>福祉手当支給事業</p> <p>(重度の障害者及び障害児を在宅で介護する経済的負担に対処するため、福祉手当の支給を実施することで、介護者等の負担軽減を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>障害者自立支援事業</p> <p>(障害者及び障害児の日常生活や社会生活に対処するため、障害福祉サービス等の給付を実施することで、障害者及び障害児の福祉の向上を図る。)</p> | 上天草市 | |
| <p>障害者地域生活支援事業</p> | 上天草市 | |

| | | | |
|-------|--|------|--|
| | (障害者及び障害児の日常生活や社会生活に対処するため、日常生活用具の給付やサービスの給付等を実施すること ことで、障害者及び障害児の福祉の向上を図る。) | | |
| | 避難行動要支援者避難支援事業 (災害対策基本法に基づき、有事の際に要支援者の避難に対処するため、避難行動要支援者名簿の整備を実施すること で、個別避難計画の内容充実を図る。) | 上天草市 | |
| 健康づくり | 母子保健事業 (妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うために、保健師等が相談に応じ、妊産婦の子育てを支援する事業を実施することで、安心して妊娠及び育児ができる。) | 上天草市 | |
| | 乳幼児健康診査事業 (母子保健法第12条及び第13条に基づく、乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の心身の健全な育成を支援する。) | 上天草市 | |
| | 未熟児養育医療給付事業 (母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、生後速やかに適切な処置を講ずるための指定医療機関において必要な医療給付を行うことで、新生児の健全な育成を目指す。) | 上天草市 | |
| | 歯科保健事業 (妊娠期から子ども(乳幼児期から学童期)の歯科保健の向上を図るために事業を展開し、むし歯保有率及び本数の減少、さらに、早産及び低体重児出生の減少を図る。) | 上天草市 | |
| | 健康教育事業 (健康増進法第4条に基づき、生活習慣等の予防等において、正しい知識の普及 | 上天草市 | |

| | | |
|--|------|--|
| 啓発のため健康教育を実施することで、健康意識の向上を図る。) | | |
| 健康診査事業 (健康増進法第9条に基づき、疾病を早期に発見し、早期に治療することで重症化を予防するため、各種がん検診・結核検診・生活習慣病健診等を実施することで、健康の保持増進を図る。) | 上天草市 | |
| 訪問指導事業 (健康増進法第17条に基づき、保健師、栄養士が健診後重症化しやすい方に対し、家庭に訪問し保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症及び重症化予防につなげる。) | 上天草市 | |
| 予防接種事業 (予防接種法に基づく予防接種の実施及び任意の予防接種に対する助成を行うことで、疾病の重症化の予防及びまん延防止を図る。) | 上天草市 | |
| スパ・タラソ天草管理事業 (施設の効率的な運営に対処するため、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の運営を実施することで、施設管理に係る人件費の削減及び業務効率化を図る。) | 上天草市 | |
| 妊婦等包括相談等相談支援事業 (妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることで、全ての妊婦等が安心して出産・子育てができる。) | 上天草市 | |
| 健康ポイント事業 (市民の生活習慣病重症化や医療費増加に対処するため、健康への意識付けと | 上天草市 | |

| | | | | |
|--|---------|---|------|--|
| | | なる健康ポイントを付与する事業を実施することで、市民の生活習慣の見直しにつながり、健診の受診率向上や医療費抑制を図る。) | | |
| | | 新型インフルエンザ等事業 (上天草市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき迅速に行動することで、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。) | 上天草市 | |
| | (9) その他 | スパ・タラソ天草施設設備改修事業 | 上天草市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢者福祉施設について、4施設を有しているが、いずれの施設においても、老朽化が著しく進行している。このため、令和2年度に実施した上天草市老人福祉センター維持管理計画基礎調査結果及び上天草市公共施設等総合管理計画アクションプラン（個別施設計画）を基に計画的な施設の更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図る。また、施設の配置など、地域間のバランスを考慮しながら、施設の統廃合や既存施設の活用など、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組む。

児童福祉施設については、2施設を有しており、平成30年4月に教良木保育園、平成31年4月に龍ヶ岳保育園を新設しており、計画的に更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図る。

市保健センターについては、平成25年度に新設しており、日常の清掃活動や施設及び各設備の劣化等の早期発見・早期対応に努め、適切な維持管理を行っていく。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草については、本体建物及び設備機器等の老朽化が進行しており、修繕、改修等に要するコストが急激な増加傾向にある。このため、令和5年度に策定した上天草市交流センタースパ・タラソ天草長寿命化計画及び上天草市公共施設等総合管理計画アクションプラン（個別施設計画）を基に計画的な施設の更新・改修等を行うことで、施設の長寿命化を図る。

8 医療の確保

【方針】

医療について、医師確保に努めるとともに、施設整備を計画的に実施し、医療機能の強化・充実を図り、へき地診療所への代診医派遣等を行い、地域医療の確保に努める。

(1) 現況と問題点

診療施設

(ア) 病院

当市には、診療施設のうち、公立病院は市立の上天草総合病院が1施設開設されており、昭和39年の開設以来、当該病院は、天草上島地域の基幹病院として機能し、二次救急医療施設、災害拠点病院、へき地医療拠点病院等の施設認定を受け、MRI、CT、アンギオ装置を有し、高度先進医療を実施している総合病院である。

また、看護専門学校(定員1学年40人:3学年)、健康管理センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設(入所定員50人)、在宅介護支援センター、居宅介護支援センターがあり、医療、保健、福祉、介護等在宅でのケアを含めた、地域密着型の地域包括医療を行っている。平成3年には現在の上天草総合病院として新築移転したが、経営的には診療報酬改定と医師不足による収入の減少及び建設費の元利償還金の負担で非常に厳しい状況となっていたが、平成19年度から医師不足の解消、平成19、20年度に元金の借換えを実施し、経営的にも順調に推移しているところである。

しかし、平成26年度に公営企業会計制度の変更があり、退職給付引当金等の計上が義務化され、大幅な赤字を計上することとなった。また、翌年の平成27年度には常勤医師数が17人から13人に減少し、その後もほぼ同数で推移し、慢性的な医師不足による診療機能の低下が懸念される。

平成28年度に地域包括ケア病棟を設け、地域包括ケアシステムに沿った医療体制を整え、収入確保を図りつつ、今後においても、二次救急医療施設及びへき地医療拠点病院として近隣市町を含めた天草上島地域住民への医療の確保を行っていくためには、計画的に医療機器を整備し、医

療機能の強化・充実を図る必要がある。また、近年の情報技術の急速な発達に伴う I C T 導入による、オンラインでの非接触型の診療の導入に向けての整備を行っていく。

(イ) 診療所

湯島及び教良木地区には市立診療所が設置されており、これらが開設されてから数十年間、地域医療に貢献している。

その間、医師の確保には困難を極めた時期もあったが、現在は熊本県の医師派遣制度及び市立総合病院等の支援を受けながら、医師の確保をしている。

また、無歯科医地区に準ずる湯島地区においては、平成 14 年 3 月から上天草市歯科医師会の協力により歯科医師の派遣が実現し、継続的に歯科診療が行われている。今後も歯科診療を継続するため、機器等の整備を行う必要がある。当該地区は他の地区に比べ高齢化が顕著であることから、その意義は今後更に増すものと思われる。

また、施設・設備についても地域の医療に貢献する必要性があることから、厳しい財政状況の中にあっても年次的に計画して整備を図っていく必要がある。

病診連携は、天草地域医療センター及び済生会みすみ病院との間で一定の連携が整えられてきている。今後更に拡充・強化を図ることにより、迅速かつ適正な医療体制の確立が望まれる。

(2) その対策

診療施設

(ア) 病院

市立の上天草総合病院は、診療機能を維持し二次救急医療機関として耐用年数を経過した医療機器等を計画的に更新し、地域における住民健診や病診連携を図りながら医療、保健、福祉、介護をより充実し公立病院としての責任を果たしていく。また、国の I C T 化推進にも対応した機器購入を行っていく。

(イ) 診療所

湯島及び教良木診療所は、へき地ではあるが、当市における医療水準との均衡が図れるように医療機器等の整備拡充に努める。

また、熊本県の医師派遣制度も永久的なものではないので、医師派遣制度以外の医師の確保策も今後は検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------|------|----|
| 7 医療の 確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | 上天草総合病院施設整備事業 | 上天草市 | |
| | | 上天草総合病院医療機器整備事業 | 上天草市 | |
| | 診療所 | 教良木診療所設備整備事業 | 上天草市 | |
| | | 湯島へき地診療所設備整備事業 | 上天草市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

病院について、当市において総合病院は市立病院しかない。この市立病院は、築30年以上が経過しており、老朽化に伴い、平成25年には空調換気設備等の大規模な改修を行っている。今後は、定期的な点検・診断等を行い、計画的に更新・改修等を行い、整備に要する経費負担の平準化を図る。また、適正な診療費の請求・徴収を行い、適切な経営管理に努める。

診療所について、当市にあるへき地診療所(湯島診療所及び教良木診療所)は、地域住民にとって必要不可欠な施設であることから、施設の存続のため、随時修繕等を行っていく。

9 教育の振興

【方針】

上天草市教育大綱及び上天草市第3期教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくり」を実現するための取組を、学校、家庭、地域及び行政が一体となり進めてきた。しかしながら、少子高齢化の影響を受け、教育環境は厳しさを増している。そのため、学校規模の適正化を進め、それに伴う校舎の整備とともに、老朽化した学校施設の改修等、教育環境の整備を図る必要がある。

また、都市部との教育機会の格差を解消するため、ICTの活用を推進していく必要がある。

社会教育及び社会体育施設については、そのほとんどで老朽化が進んでいる状況にあるため、緊急性や利用状況等を考慮した優先順位を付け、維持補修等を行う必要がある。特に、図書館や公民館施設については、地域の実情に応じ、議会や住民等の意見を傾聴しつつ、利用状況等を踏まえ、施設改修や新築整備等を行っていく必要がある。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

(ア) 校舎

令和7年度の小中学校の児童生徒数は1,396人(小学生908人、中学生488人)であり、少子高齢化社会が進行し、減少傾向が続いている。学校の小規模化による教育指導上の課題に対応するため、平成30年4月に第2期公立学校規模適正化基本計画を策定し、学校の統廃合を計画的に進めている。

小中学校の校舎は、昭和40年代から昭和60年代に建てられた施設が多く、老朽化が進んでおり、天井や床、壁等の傷みが激しく修繕等が頻繁に発生している。

また、学校環境を取り巻く問題として、トイレ洋式化の低整備率が問題視されていたことから現在改修を進めており、更なる学校環境の改善を図る必要がある。

情報教育環境については、国のGIGAスクール構想を実現するため、令和2年度に児童生徒1人1台のタブレット端末と校内の高速大容量の

通信ネットワークを整備し、ICTを活用した学習に取り組んでいる。また、校務事務においてもICTを活用し、事務の効率化を図っている。

(イ) 屋内運動場

小中学校の屋内運動場は15施設あり、それらの施設は昭和40年代から昭和50年代に建設された物が多く、経年劣化が著しい。

このことから、建物に雨漏りや床の傷みが激しい箇所があるため、施設の改修等を行う必要がある。

(ウ) 水泳プール

小中学校の水泳プールは11施設あり、それらの施設は昭和50年代から昭和60年代に建設された物が多く、経年劣化が著しい。

このことから、漏水により施設の貯水機能が低下しており、補給水を大量に必要とし、経済的な損失が生じている。このため、施設の改修等を行う必要がある。

(エ) 教職員住宅

33棟の教職員住宅を管理しているが、学校統廃合による教職員数の減少と、施設の老朽化により入居者数が減少している。

このことから、各住宅施設の利用状況や改修規模に鑑み、対策を講ずる必要がある。

(オ) 給食施設

学校規模の適正化に伴い、給食施設の様態も変化している。

給食施設については、昭和40年代から昭和60年代に建設された施設が多く、給食機器の長年の利用により、不具合が発生し、修繕等が増加している。

イ 集会施設、体育施設等

(ア) 体育施設

大矢野総合スポーツ公園と松島総合運動公園の管理運営に当たっては、指定管理者制度を導入し、民間のアイデアや活力を得ながら、経費の削減とともに、市民が安全・安心で楽しく利用できるように管理運営を図ってきた。この指定管理者制度の導入により、施設の適正な維持管理はもとより、自主事業・教室等の開催により、施設が有効に利用され、地域の活性化が図られている。

当市の社会体育施設は、供用が開始されて30年以上経過した施設が多く、老朽化により性能・機能が低下し、また、物理的に劣化していることから、安全・信頼性が保たれず、一般利用に対応できない施設が多く存在している。

また、スポーツ以外の多様化するニーズへの対応も望まれている。

(イ) 図書館

当市には、4つの町ごとに図書館を設置しており、それぞれの施設に図書館司書を配置している。その中には施設の老朽化が進行しており、また、ユニバーサルデザイン化もされていない施設もあるため、利用者の安全かつ快適な利用に支障を来していることから、適切な改修が必要となっている。

なお、令和5年10月に上天草市本と歴史の交流館イコットを新たに整備したことから、特に老朽化が激しかった大矢野森記念図書館については機能移管し、解体を行った。

(ウ) 公民館

当市には、5の地区公民館を設置しており、それぞれの公民館において、生涯学習や健康推進の活動等の公民館事業を実施している。しかし、施設の老朽化が進行しており、また、バリアフリー化などの改修も一部にとどまっており、利用者の安全かつ快適な利用に支障を来していることから、適切な改修が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

(ア) 校舎

児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進む中で、より望ましい教育環境を提供するため、保護者や地域の理解を得ながら、学校規模適正化を進め、併せて校舎の整備を行っていく。

校舎の老朽化対策については、上天草市公共施設等総合管理計画を踏まえ、令和3年2月に策定した学校施設の個別施設計画である学校施設長寿命化計画に基づき年次整備を実施していく。

学校環境については、熱中症の予防や授業に集中できる安全で快適な学校環境を整備し、児童生徒の健康維持及び学力向上を図るため、空調設備の設置並びにトイレの洋式化を推進していく。

情報教育環境については、ICT機器を積極的に活用し、情報教育をより一層推進していく。

(イ) 屋内運動場

屋内運動場の老朽化対策については、校舎同様、学校施設長寿命化計画に基づき年次整備を実施していく。

(ウ) 水泳プール

プールの老朽化対策については、学校規模適正化の進捗状況を踏まえながら、適切な整備を実施していく。

(エ) 教職員住宅

教職員住宅について、利用者数の推移を基に必要戸数の見直しを行い、近年入居がない住宅及び大規模な改修が必要な住宅は計画的に取壊しを進めていく。

(オ) 給食施設

給食施設の改修については、学校規模適正化の進捗状況を踏まえながら、学校施設長寿命化計画に基づき、年次整備を実施していく。

また、給食実施に必要な施設機器の整備及び老朽化に伴う機器の更新整備を実施していく。

イ 集会施設、体育施設等

(ア) 体育施設

市民の社会体育施設に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適切な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するための初期機能の水準を上回る改修を行いながら、指定管理者制度の導入による、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

社会体育施設の有効利用を促進するために、今後も合宿や各種競技会、全国大会の誘致を積極的に進める。

(イ) 図書館

市民の図書館に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適切な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するため、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

(ウ) 公民館

市民の公民館に対するニーズを的確に把握し、老朽化や機能低下に対して、適切な日常管理と計画的な維持改修に加え、利用者の多様なニーズに対応するため、登立・上・中地区公民館の初期機能の水準を上回る改修を行いながら、効率的かつ安全・信頼性のある管理運営を継続して行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | | |
|---------------|------------------|------|-----------------|-----------------|------|--|
| 8 教育の 振興 | (1) 学校教育 関連施設 | 校舎 | 中南小学校校舎改築事業 | 上天草市 | | |
| | | | 今津小学校校舎耐力度調査事業 | 上天草市 | | |
| | | | 今津小学校校舎改築事業 | 上天草市 | | |
| | | | 大矢野中学校校舎耐力度調査事業 | 上天草市 | | |
| | | | 大矢野中学校校舎改築事業 | 上天草市 | | |
| | | | 登立小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 上小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 中北小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 中南小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 維和小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 湯島小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 阿村小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 今津小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 姫戸小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 龍ヶ岳小学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 大矢野中学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 湯島中学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 松島中学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 姫戸中学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 龍ヶ岳中学校校舎改修事業 | 上天草市 | | |
| | | | 屋内運動場 | 登立小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 上小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 中北小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 中南小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 維和小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 阿村小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 今津小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 姫戸小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | | | | 龍ヶ岳小学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |

| | | | |
|----------------|-----------------|------|--|
| | 大矢野中学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | 湯島中学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | 松島中学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | 姫戸中学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | 龍ヶ岳中学校屋内運動場改修事業 | 上天草市 | |
| | 小中学校屋内運動場空調整備事業 | 上天草市 | |
| 水泳プール | 登立小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 上小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 中北小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 中南小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 維和小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 阿村小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 今津小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 姫戸小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 龍ヶ岳小学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| | 大矢野中学校水泳プール改修事業 | 上天草市 | |
| 教職員住宅 | 教職員住宅解体事業 | 上天草市 | |
| 給食施設 | 登立小学校給食調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 維和小学校給食調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 阿村小学校給食調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 大矢野中学校給食調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 上共同調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 湯島共同調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 今津共同調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 姫戸共同調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 龍ヶ岳共同調理場改修事業 | 上天草市 | |
| | 大矢野給食センター建設事業 | 上天草市 | |
| | 給食調理場等改修事業 | 上天草市 | |
| | 給食施設機器整備事業 | 上天草市 | |
| (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| 公民館 | 3地区公民館改修事業 | 上天草市 | |
| 体育施設 | 社会体育施設営繕事業 | 上天草市 | |
| | 大矢野総合スポーツ公園営繕事業 | 上天草市 | |
| | 松島総合運動公園営繕事業 | 上天草市 | |

| | | | |
|---------------------------|---|--------|-----|
| | 大矢野総合体育館改修事業 | 上天草市 | |
| | 松島総合センター「アロマ」改修事業 | 上天草市 | |
| | 龍ヶ岳体育館長寿命化事業 | 上天草市 | |
| | 姫戸体育館長寿命化事業 | 上天草市 | |
| | 教良木河内山村広場体育館長寿命化事業 | 上天草市 | |
| | 樋合体育館長寿命化事業 | 上天草市 | |
| | 阿村第2体育館長寿命化事業 | 上天草市 | |
| | 教良木河内山村広場グラウンド改修事業 | 上天草市 | |
| | 姫戸運動広場改修事業 | 上天草市 | |
| | 樋島体育館解体事業 | 上天草市 | |
| | 大道体育館解体事業 | 上天草市 | |
| | 上北体育館解体事業 | 上天草市 | |
| | 阿村体育館解体事業 | 上天草市 | |
| (4) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| 義務教育 | IT教育推進事業 (ICT教育を充実するため、通信ネットワーク環境の維持又は充実させることでICT機器等を活用した学力の向上を図る。) | 上天草市 | |
| 生涯学習・スポーツ | 上天草市スポーツ協会支援事業 (当市における市民スポーツの拡充及び競技力の向上を目的に、審判講習会や市民を対象としたスポーツ大会を開催する上天草市スポーツ協会の事業に対し補助金を交付することで、各競技団体の活動の充実及び市民がスポーツを行う機会の創出につなげる。) | スポーツ協会 | 補助金 |
| | 天草パールラインマラソン大会実施事業 (「遅いあなたが主役です。」のキャッチフレーズに、例年3月開催される天草パールラインマラソン大会は上天草市を代表するイベントのひとつである。) | 委員会 | 補助金 |

| | | | | |
|--|--|--|------|-----|
| | | 本大会を円滑かつ効果的に実施するために補助金を交付し、市内の交流人口増加及び地域経済の活性化につなげる。) | | |
| | | 全国大会出場支援事業 (全国大会に出場する競技者を奨励することで、費用負担の軽減、市民のスポーツに対する関心を高め、当市の競技スポーツを推進していく。) | 上天草市 | 補助金 |
| | | スポーツ合宿誘致事業 (スポーツ施設の有効活用及び交流人口の増加による経済効果・地域活性化を目的に、スポーツ合宿の誘致を行い、当市への経済波及、施設利用者の増加を図る。) | 協議会 | 補助金 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設について、第2期公立学校規模適正化基本計画に基づき施設規模及び配置の合理化に取り組んでおり、今後も学校規模の適正化を推進していく。また、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に更新・改修等を行っていく。併せて、各施設の耐震性はもとより耐力度調査等を実施し、所要の耐力度点数に達しない場合は、対策の検討を行い、計画を策定・実施する。

体育施設について、個別に長寿命化計画を策定・実施し、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。また、中長期的な視点をもって施設の適切な管理・運営を行うとともに、学校・集会施設等の類似施設の有効活用を図り、効率的かつ経済性のある運営を推進する。

図書館について、4施設を有しており、そのうち姫戸図書館は平成28年度に新築した姫戸統括支所に併設したところであり、大矢野森記念図書館については本と歴史の交流館イコットに移設し、令和5年10月に開館した。

公民館については、5の地区公民館を有しており、個別に長寿命化計画を策定し、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。また、中長期的な視点をもって施設の適切な管理・運営を行う。

また、市民のニーズが多様化していることから、施設のあり方について検討を行うとともに、老朽化が著しい施設については、可能な限り機能低下を抑制するための対策を講ずる。

10 集落の整備

【方針】

当市において、集落の状況は、過疎化・少子化による後継者不足などにより、生活共同体としての自治機能が低下している。当市の活性化、地域の持続的発展には、集落機能の維持・振興は欠かすことができないものであり、長期的展望に立った施策の展開が必要である。

(1) 現況と問題点

当市においては、過疎化・少子高齢化の進行により、地域活力が低下していることから、地域の活性化を目的として、平成22年度から自助自立のまちづくりを推進する地域団体やNPO法人等のスタートアップ等を支援しているところであるが、近年の申請件数は低調となっている。

また、当市の小集落においては、従来集落が果たしてきた相互扶助による自治機能の維持が困難になっていることから、集落間の連携強化や集落の合併・併合などの集落のあり方等について市民の意向や市の長期的展望を踏まえながら十分な検討を行っていく必要がある。

(2) その対策

地域づくりについて、住民や団体等が主体となって行うまちづくりにおいて、スタートアップ等を支援する助成金の交付及び地域リーダーの育成等の側面的支援を引き続き実施する。

今後も集落を維持するため、集落生活圏における買い物支援や生活交通の維持・確保、ICTを活用した新たな取組など持続可能な地域づくりについて検討していく必要がある。

また、地域の合意に基づく集落ネットワーク圏の形成を含む小さな拠点の形成や集落支援員及び地域おこし協力隊の受入れ等を推進する。

これと併せて、若者の定住促進やUJIターン者の新たな受入れの場としての整備や、グリーン・ツーリズムなどの都市との交流事業の核としての体制整備についても、地域の自然や伝統との調和を図りながら検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--|------|-----|
| 9 集落の 整備 | (2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 集落整備 | まちづくり推進事業 (集落機能の維持・振興のため、自助自立のまちづくりを推進する地域団体やNPO法人等のスタートアップへの補助を実施することで、自助自立のまちづくりの継続・波及を図る。) | 上天草市 | 補助金 |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備について、小さな拠点を核とした集落ネットワーク圏の形成に当たり、その活動拠点となる自治公民館の老朽化が著しく進行していることから、これに代わる施設の選定も検討事項の一つと考える。

このことから、代替施設として、公共施設及び文教施設、更には閉鎖した民間施設等の活用を含めた検討を地域住民と行い、地域と一体となって持続可能な集落の整備を推進していく。

1 1 地域文化の振興等

【方針】

郷土の自然や文化・歴史にふれる学びの機会を創出し、ふるさとへの愛情と誇りを育てる事業を推進する。

(1) 現況と問題点

上天草市の先人たちが育み、継承してきた自然・歴史・民俗・文化を保護し、次の世代へ啓発していくことが今の世代の大きな責任である。

その中で、市民が質の高い文化にふれられる場として文化協会主催による文化祭が実施されており、市としては活動に対して補助金を交付している。

また、地域の伝統行事や祭の継承を行う伝統文化継承団体の支援を行うとともに、文化財保護委員会を中心に歴史資料等の整理・保存を促進している。

しかしながら、文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足が深刻化しており、地域の伝統行事や文化祭や自主文化事業、伝統文化継承団体の支援などの事業について、多くの人材と時間を要することから、実施が極めて厳しくなってきた。

(2) その対策

地域の伝統文化を後世へ継承していくため、伝統文化継承団体に対し、担い手の確保・育成のための支援を行う。

市内に残る文化財については、文化財保護委員会をはじめ市民の協力を得ながら、学芸員や専門調査員による調査を進め、文化財の保存整備及び歴史資料館等による公開、活用に努める。併せて、これまでに刊行した市史については、継続して周知・販売を行う。また、市史で調査した各種資料（古文書・古い民具等の歴史資料や郷土・行政資料等）の収集・整理・保存・公開・活用を促進し、事業を進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|---------------------------|--|------|----|
| 10 地域 文化の振興 等 | (1) 地域文化 振興施設等 | | | |
| | その他 | 上天草市歴史資料館 | 上天草市 | |
| | (2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | |
| | 地域文化振興 | 文化財保護事業 (少子高齢化・世代交代による地域の文化財に関する伝承・知識の消失、地域の伝統行事の簡素化等による維持困難、専門調査の不足による価値づけ不足等の問題に対処するため、聞き取り調査、記録保存、専門調査、保存整備を実施し、適切な保存、文化財を通じた市の歴史・文化の周知を行い継続的な文化財の保存・活用を図る。) | 上天草市 | |
| | | 市史編さん事業 (市史刊行前後から、市の歴史を知る方が少子高齢化・世代交代により減少し、市民が過去の歴史に触れる頻度が減少していることから、講座等の実施により、市の歴史の周知・関心を高め地域文化・歴史の継承と振興を図る。) | 上天草市 | |
| | | 文化振興事業 (文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足に対処するため、文化協会や伝統文化継承団体に補助金を交付することで、後世へ地域の伝統文化の継承を図る。) | 上天草市 | |
| | 基金積立 | 伝統文化継承基金 | 上天草市 | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | (文化協会の会員数の減少や各地域の人口減少に伴う伝統文化継承団体の担い手不足に対処するため、伝統文化継承基金を活用することで、後世へ地域の伝統文化の継承を図る。) | | |
|--|--|---|--|--|

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設について、個別に長寿命化計画を策定し、更新・改修等を行う。また、地域文化の継承に当たり、その活動の場として廃校舎を活用するなど、施設の有効活用について検討を行う。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

【方針】

太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及に係る補助金などの情報を一元化し、市民、事業者が行う設備などの設置・更新に対する支援を行う。

また、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

(1) 現況と問題点

地域から排出される温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素は、主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼により発生していることから、省エネルギー化を積極的に進め、化石燃料の消費を削減することが必要である。地域社会を構成する市民、事業者及び行政の各主体が相互に協力・連携し、市民生活や事業活動が温室効果ガス排出・地球温暖化と密接な関係があることを踏まえ、省エネルギー化に取り組んでいくことが重要である。

また、各主体が省エネルギー化に取り組むことは、化石燃料の代替エネルギーとなる再生可能エネルギーを活用することも温室効果ガスの削減に有効である。我が国は、全エネルギーの8割以上を石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料でまかない、その大部分を海外からの輸入に頼っており、エネルギー問題の観点からも、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用促進することが必要である。

(2) その対策

当市では、地球温暖化防止への貢献の一つとして、住宅用の太陽光発電システムの導入に係る助成を行い、市民の再生可能エネルギーの活用を促進している。今後も、家庭における省エネルギー設備等の導入の需要は高まっていくものと考えられるため、これらの設備の導入に対し、継続して支援を行っていく。

また、脱炭素及び地域経済循環を両輪で進めるために、地域エネルギー会社の設立を行う予定であり、この地域エネルギー会社が中心となり、公共施設、事業者、住民等に対して、積極的に再エネ導入ができる体制を整える。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|---------------------------------|---------------------------|--|---|------|-----|
| 1 1 再生 可能エネル ギーの利用 の促進 | (2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 | | | | |
| | | 再生可能エネ ルギー利用 | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 (家庭におけるエネルギーの安定的な 供給並びにエネルギーの利用の効率化 及び最適化を図り、地球温暖化の防止に 対応するため、自ら居住する住宅に省エ ネルギー設備を設置する者に対し、設置 費補助金の交付を実施する。これによ り、住民の環境意識や災害時の電力供給 体制の強化による地域エネルギー自立 率の向上など、地域の脱炭素化を加速化 させるとともに、ゼロカーボンシティ構 想の実現に向けた布石としての役割を 果たす。) | 上天草市 | 補助金 |
| | | 地方創生事業 (脱炭素及び地域経済循環を両輪で進 めるために、地域エネルギー会社の設立 等により、市内の再生可能エネルギー導 入に積極的に取り組む) | 上天草市 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|--------------------------|------|--------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 移住定住促進事業 | 上天草市 | 地域の維持、活性化に不可欠な定住人口の維持・拡大につながる。 |
| | | 上天草高校支援事業 | 上天草市 | |
| | | 青少年人材育成海外派遣事業 | 上天草市 | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 水産物供給基盤機能保全施設定期点検（見直し）事業 | 上天草市 | 地域資源を活用した産業基盤の維持につながる。 |
| | | 営農促進対策事業 | 受益者 | |
| | | 単独耕地事業 | 受益者 | |
| | | 農地海岸長寿命化計画策定事業 | 上天草市 | |
| | | 松くい虫防除（地上散布）事業 | 上天草市 | |
| | | 松くい虫伐倒駆除事業 | 上天草市 | |
| | | 特定森林再生事業（衛生伐） | 上天草市 | |
| | | 森林整備地域活動支援交付金事業 | 上天草市 | |
| | | 森林環境保全整備事業 | 上天草市 | |
| | | くまもと間伐材利活用推進事業 | 上天草市 | |
| | | 間伐等森林整備促進対策事業 | 上天草市 | |
| | | 有害鳥獣駆除事業 | 上天草市 | |
| | | 市有林間伐事業 | 上天草市 | |
| | | 森林山村多面的機能発揮対策事業 | 上天草市 | |
| | | 6次産業化推進事業 | 上天草市 | |
| | | 農林水産物ブランド化推進事業 | 各種団体 | |
| | | 工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進） | 上天草市 | |
| | | アウトドア推進事業 | 上天草市 | |
| | | 外国人観光客誘致事業 | 上天草市 | |
| | | 総合観光プロモーション事業 | 上天草市 | |
| 観光事務総務事業 | 上天草市 | | | |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------|-----------------------------------|
| | | 観光施設維持管理事業 | 上天草市 | |
| | | 天草四郎ミュージアム管理事務事業 | 上天草市 | |
| | | 宮津地区開発調査検討事業 | 上天草市 | |
| | | 工場等設置奨励事業（企業立地促進及び雇用促進） | 上天草市 | |
| | | 海運振興対策事業 | 上天草市 | |
| | | 上天草港港湾施設定期点検及び維持管理計画更新事業 | 上天草市 | |
| | | 上天草港海岸施設定期点検及び長寿命化計画更新事業 | 上天草市 | |
| | | 漁港海岸施設定期点検及び長寿命化計画更新事業 | 上天草市 | |
| | | 中小企業、商工業設備投資資金利子補給事業 | 上天草市 | |
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 電子申請可能業務の拡大 | 上天草市 | I C T の利活用に伴い市民の利便性の向上が図られる。 |
| | | テレビ共同受信施設改修整備事業 | 上天草市 | |
| | | デジタル技術を活用した業務の拡大 | 上天草市 | |
| | | 市民向けメディアリテラシー講習会 | 上天草市 | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | 路線バス運行対策事業 | 民間 | 公共交通及びインフラの維持による安定した移動手段の確保につながる。 |
| | | 離島航路維持事業 | 民間 | |
| | | 空路交通維持事業 | 民間 | |
| | | 乗合タクシー運行事業 | 民間 | |
| | | 自家用有償旅客運送事業 | 上天草市 又は民間 | |
| | | 橋りょう点検事業 | 上天草市 | |
| | | 道路防災点検事業 | 上天草市 | |
| | | 道路トンネル点検事業 | 上天草市 | |
| | | 上天草市橋梁長寿命化修繕計画策定事業 | 上天草市 | |
| 6 子育て環境の確保 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | 家庭児童相談員事業 | 上天草市 | 市民の安全・安 |
| | | 女性相談支援員事業 | 上天草市 | |

保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

| | |
|---------------------------|--------------|
| 延長保育事業 | 上天草市 |
| 障害児保育事業 | 上天草市 |
| 病児・病後児保育事業 | 上天草市 |
| 広域利用施設型給付事業 | 上天草市 |
| 私立保育園施設型給付事業 | 上天草市 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 上天草市 |
| 地域療育通園事業 | 上天草市 |
| 子育て短期支援事業 | 上天草市 |
| 地域活動保育事業 | 上天草市 |
| 放課後児童健全育成事業 | 上天草市 |
| ファミリー・サポートセンター事業 | 上天草市 |
| 児童手当支給事業 | 上天草市 |
| 子ども医療費助成事業 | 上天草市 |
| 児童扶養手当支給事業 | 上天草市 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | 上天草市 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 上天草市 |
| 母子家庭自立支援給付金事業 | 上天草市 |
| 保育補助者雇上強化事業 | 上天草市 |
| 保育体制強化事業 | 上天草市 |
| 子育て世帯就学・進学応援給付金事業 | 上天草市 |
| 妊婦のための支援給付金事業 | 上天草市 |
| 私立保育所等整備事業 | 上天草市 |
| 敬老行事事業 | 上天草市 |
| 在宅高齢者安心生活支援事業 | 上天草市 |
| 住宅改造助成事業（老人） | 上天草市 |
| 老人クラブ活動等事業 | 上天草市 |
| 高齢者等の生活支援事業 | 上天草市 |
| シルバー人材センター活動等事業 | 上天草市 |
| 社会福祉施設管理事業 | 上天草市 |
| 障害福祉事業 | 上天草市 |
| 身体障害者補装具交付事業 | 上天草市 |
| 自立支援医療（更生医療・育成医療） 給付事業 | 上天草市 上天草市 |
| 住宅改造助成事業（障害者） | 上天草市 |
| 重度心身障害者医療費助成事業 | 上天草市 |

心な暮らしの充実が図られる。

| | | | | |
|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------|--|
| | | 福祉手当支給事業 | 上天草市 | |
| | | 障害者自立支援事業 | 上天草市 | |
| | | 障害者地域生活支援事業 | 上天草市 | |
| | | 避難行動要支援者避難支援事業 | 上天草市 | |
| | | 母子保健事業 | 上天草市 | |
| | | 乳幼児健康診査事業 | 上天草市 | |
| | | 未熟児養育医療給付事業 | 上天草市 | |
| | | 歯科保健事業 | 上天草市 | |
| | | 健康教育事業 | 上天草市 | |
| | | 健康診査事業 | 上天草市 | |
| | | 訪問指導事業 | 上天草市 | |
| | | 予防接種事業 | 上天草市 | |
| | | スパ・タラソ天草管理事業 | 上天草市 | |
| | | 妊婦等包括相談等相談支援事業 | 上天草市 | |
| | | 健康ポイント事業 | 上天草市 | |
| | | 新型インフルエンザ等事業 | 上天草市 | |
| 8 教育の 振興 | (4) 過疎地域持 続的発展特別事業 | I T教育推進事業 | 上天草市 | 「ふる さとに 誇りを 持ち未 来を切 り拓く 人づく り」の 実現が 図られ る。 |
| | | 上天草市スポーツ協会支援事業 | スポーツ 協会 | |
| | | 天草パールラインマラソン大会実施事 業 | 委員会 | |
| | | 全国大会出場支援事業 | 上天草市 | |
| | | スポーツ合宿誘致事業 | 協議会 | |
| 9 集落の 整備 | (2) 過疎地域持 続的発展特別事業 | まちづくり推進事業 | 上天草市 | 市民の 自助共 助によ る地域 の活性 化が図 られる。 |
| (2) 過疎地域持 続的発展特別事業 | 文化財保護事業 | 上天草市 | 歴史に 根差し | |
| | 市史編さん事業 | 上天草市 | | |

| | | | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|------|-------------------|
| 10 地域文化の振興等 | | 文化振興事業 | 上天草市 | た地域文化の振興が図られる。 |
| | | 伝統文化継承基金 | 上天草市 | |
| 11 再生可能エネルギーの利用の促進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 上天草市 | 継続的な省エネルギー化が図られる。 |
| | | 地方創生事業 | 上天草市 | |